

令和８年第３回 飯塚市議会会議録第５号

令和８年６月１９日（金曜日） 午前１０時００分開議

○議事日程

日程第９日 ６月１９日（金曜日）

第１ 一般質問

第２ 議案に対する質疑、委員会付託

- １ 議案第７９号 令和８年度 飯塚市一般会計補正予算（第１号）
（ 総務委員会 ）
- ２ 議案第８０号 飯塚市税条例の一部を改正する条例
（ 総務委員会 ）
- ３ 議案第８１号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例
（ 福祉文教委員会 ）
- ４ 議案第８２号 飯塚市印鑑条例の一部を改正する条例
（ 協働環境委員会 ）
- ５ 議案第８３号 飯塚市庄司川流域浸水対策に関する土地利用条例
（ 経済建設委員会 ）
- ６ 議案第８４号 財産の取得（消防ポンプ自動車）
（ 総務委員会 ）
- ７ 議案第８５号 財産の取得（児童用学習端末機器）
（ 福祉文教委員会 ）
- ８ 議案第８６号 市道路線の認定
（ 経済建設委員会 ）
- ９ 議案第８７号 専決処分の承認（令和８年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第１号））
（ 経済建設委員会 ）
- １０ 議案第８８号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）
（ 総務委員会 ）
- １１ 議案第８９号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
（ 協働環境委員会 ）

第３ 請願の委員会付託

- １ 請願第１６号 一般廃棄物処理基本計画の見直しに関する請願
（ 協働環境委員会 ）
- ２ 請願第１７号 敬老祝金はこれまで通り７７歳と９９歳の高齢者にも支給を求めることに
関する請願
（ 福祉文教委員会 ）

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（城丸秀高）

これより本会議を開きます。昨日に引き続き、一般質問を行います。２４番 小幡俊之議員に発言を許します。２４番 小幡俊之議員。

○２４番（小幡俊之）

「請願及び陳情書について」、「ふるさと納税について」、質問させていただきます。

令和５年度以降、市議会が採択した請願について、３月議会でもお尋ねしましたが、採択した請願が、その後、どのような状況になっているのか、お尋ねしたいと思います。

まずは、「子育て支援の充実（子ども医療費無償化）を求める請願」については、採択されておりますが本請願について、前回、令和８年３月議会の一般質問で行って以降、何らかの対応をされたか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

前回の一般質問でも答弁させていただきましたとおり、子ども医療費助成を１８歳年度末まで完全無償化した場合、影響額は約１億７２００万円と膨大な予算が必要となります。中学生まで完全無償化にした場合でも、約８千万円の予算が必要となります。

そのため、本市では、以前から福岡県市長会を通じて、「国において、全国一律の子ども医療費助成制度を創設すること。その際、自己負担及び所得制限を設けないこと。」、また、「国の制度創設まで、県の責任として、所得制限廃止等の補助基準の見直しにより市町村の負担軽減を図ること。」を要望しておりますが、本年４月２４日に開催された福岡県市長会においても、同様の内容で要望させていただいております。

○議長（城丸秀高）

２４番 小幡俊之議員。

○２４番（小幡俊之）

今の答弁だと中学生まで完全無償化したら、８千万円かかるということですね。１８歳までを完全無償化すると１億７２００万円の影響額が出るということでしたが、影響する対象者の人数は、何人になりますでしょうか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

中学生まで無償化にする場合でございますけれども、小学生５６８６人の入院と通院の一部負担金、中学生２８１３人の入院と通院の一部負担金を無償化することになりますので、小学生及び中学生の８４９９人が対象者となります。また、１８歳までの無償化の場合は、それに中学生以上１８歳までの２６９５人の入院一部負担金と通院の自己負担額全額を無償化にすることとなりますので、小学生から１８歳までの１万１１９４人が対象者となります。

○議長（城丸秀高）

２４番 小幡俊之議員。

○２４番（小幡俊之）

今、国のほうに福岡県市長会を通じて要望をしているということですが、本市としては、要望以外にどのような対応を考えられていますか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

今後の要望以外の対応ということでございますけれども、今年度は、本市の令和７年度の子ど

も医療費助成データを活用して、自己負担額の見直し、無償化の年齢引上げについて細分化した試算・分析を行ってまいりたいと考えております。

また、福岡県内におけます市町村の子ども医療費助成制度を見ますと、助成状況には大きなばらつきがございます。人口・産業構造が近い類似団体や近隣市の助成状況と比較を行いながら、子ども医療費無償化について段階的な拡充も含め、調査研究を実施してまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

この子ども医療費無償化は、近隣で見れば、嘉麻市あたりは、中学生は基本的には無償ですね。本市は、まだまだ無償ではないということで、中学生まで無償とすると約8千万円が年間にかかるということですが、1人当たりには換算すれば、嘉麻市の中学生も飯塚市の中学生も負担率というのは一緒で、人数が相対的に違うから必要とする予算は大きく見えます。その点も踏まえてお願いですが、今後、国への要望も踏まえて、所管の委員会では推移状況を時々、報告していただきたいということをお願いしておきます。

もう1点、お尋ねいたします。同じく、本市議会が採択した請願のうち「サンビレッジ茜の存続に関する請願」が出ておりましたけれども、今週、同僚議員も質問されて、今の現況というのは把握しております。そこで、民間事業者と協議を行ってやりたいというような話でしたが、民間事業者がサンビレッジ茜を運営するに当たっては、いろいろな条件が出てくるかと思うんですが、その詰めがどのようになるかというのが今後、見えないんです。部長答弁では、本年度内、来年の3月までには、結論を出したいということでした。その結論を待ってはいますが。

ちなみに、民間移譲するとしても、先ほど言いました条件で、今、本市が概算でも構いませんが、見積もっている、今まで運営していたような正常値に戻すにはどれぐらいの修繕費・補修費の予算がかかると見込んでおられますか。分かっているなら教えてください。

○議長（城丸秀高）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

質問議員が言われます、市のほうで改修工事等をした場合に大体概算でどれぐらいかかるかということですが、令和6年9月の決算特別委員会の折に、本格的に改修等を実施すれば10億円以上かかるという形で答弁をさせていただいております。その後、現在、物価高騰、資材高騰等の影響もございますので、10億円以上はかかるものという形で考えております。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

今から再投資という額にしては、ちょっと大きいなど。電気工事だと復旧工事で1億数千万円で済むと言われていましたが、芝の張り替えとかそういうのを含めるとかなりの額があるので、民間の投資家がおられても、なかなか採算が取れるかどうかというのが不安なんです。来年の3月まで詰めてください。よろしく申し上げます。請願につきましては、そういうことで分かりました。

もう1つ、陳情について質問いたします。陳情は、令和5年、前回の我々の改選から3年ちょっとたっておりますが、31本の陳情が出ているということでした。この陳情の主な内容は、市議会に関すること、行政に関すること、教育に関することとか、市民もしくは団体がいろいろな陳情・要望を上げてこられているんですが、請願・陳情をどのようにして提出するのか、ホームページに載っております。ホームページを少し読み上げますと「市政について要望があるときは

誰でも市議会に対して請願・陳情をすることができます。請願・陳情は文書で行うことになっていますので、以下の請願・陳情書の提出方法等を参考にしてください。」ということになっているんです。

どういった提出方法があるかといいますと、請願も陳情も様式は特に決まっていなくて、ただし、例として、こういった書き方をしてくださいという参考の書式が書かれています。

次に、市政についての要望内容を書式例のように、件名、要旨、理由について、日本語で提出してくださいと。

3番目として、提出年月日です。提出者の住所、氏名、団体の場合は団体の代表者名を記入して出してくださいと。これは、どこの団体もしくはどこの個人が出されているのかという把握するために、住所、氏名、署名または押印ということになっています。それをそろえて、提出してくださいということですよ。

先ほど言いました陳情書が31本出る中で、御存じのとおり、1番多かったのが、「議員の定数削減」に対する陳情です。これは前、すごかったです。

次に多かったのが、「議長に関すること」ということで、7件の陳情書が出ていたんです。7件の陳情の中身を見ますと、7件中2件はきちんと住所、氏名、押印までしっかりあって、この7件中2件は問題ないかと思いますが、残りの5件については、住所はあるんだけど、飯塚市どこどこだけなんです。そして、名前が書いてあって、押印が必ず要るということになっていませんが、もちろん押印はありません。これは、令和7年第3回定例会ですから、去年6月12日から6月26日の間に開催された議会に上がってきたという陳情書でありますけれども、私からすればちょっと不備があるなというこの陳情の7件中5件は、いずれも郵送で提出された物なんです。郵送で送ってきました、内容は議長に関する陳情でありましたけれども、今、言いましたとおり署名はあるものの、住所はいずれも「飯塚市吉原町」、「飯塚市平恒」、「飯塚市花瀬」、「飯塚市小正」、地番が書いていないんです。ということは、何か陳情の内容とかを確認するときに、相手が分からないよね。「飯塚市小正」の誰々といった、郵便物も届かないような陳情書になっているんですけれども、これをちょっと調べてみました。説明しますが、この5件の陳情書は郵送で送って来て、内訳を言いますと、男性が1人、女性が4人でした。このうち、男性の1人と女性の1人は親子関係で、同じ小正の方です。ですから、地番が一緒なんでしょう。ただし、飯塚市小正しか書いてありませんので、名字が一緒だったというところなんです。残りの4人の女性のうち、2人の方が住所と名前に心当たりがあったので、その2人に尋ねたんですよ。そうしますと、その2人の方は、その陳情書を出した覚えがないということだったんです。ほかの陳情者の名前を見ますと、この4人は皆、知り合いですと。友達までいかないけれども、仕事関係とかそういった関係で存じ上げていますと。恐らく、この人が私の名前を使ったんでしょうというような回答でした。

お尋ねしたいんですが、人の名前を勝手に偽証・偽造して提出することは、基本的にはあまり好ましいものではないと思うんです。これを本議会に上げて、陳情も含め、請願・陳情は公文書ですから、きちんと管理しますよね。そういった公文書の取扱いにおいて、自分が出していないのにという方がおられ状況なんですね。ですから、公文書を偽装・偽造した場合、こういった刑罰が考えられるか、何か答えられる方がおられますか。通告していないので、私のほうから言いましょう。他人の印鑑や署名などを勝手に用いて、他人名義で陳情書を作成した場合、また、偽造された陳情書であることを知りながら、市議会に提出した場合は、刑法第159条、第161条の有印私文書偽造の刑罰ということになっております。同行使罪です。作ってもいけないけれども、それを知り得て提出もいけないと刑罰ですから、3月以上5年以下の拘禁刑というような形になっております。

ここで共有をしたかったのは、要は、公文書である陳情書がそういった偽造・偽証された。そ

のほうが悪いんだけど、先ほどホームページを簡単に紹介しましたが、それができるような陳情書の案内になっているんです。ホームページの管理はどこがされているんですか。

○議長（城丸秀高）

総務部長。

○総務部長（日高政徳）

市の公式ホームページの管理は総務部のほうでやっておりますが、この陳情等に関しては、議会事務局のほうで管理しております。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

ホームページ全体は総務部だね。請願・陳情に関しては議会のほうということです。我々に関することなんですけど、ここのところを改善していかなければいけないと思っております。請願は紹介議員がおられるから、提出者が確定するし確認も取れますが、陳情は郵送でほんと送って来るので、住所に不備があり相手先が分からないというような状況を生みますので、これは議会事務局が答えられるかどうか分からないけど、通常、そういった要望というか改善策を議長に申し出て、議会運営委員会か何かでやるんですか。それは答えられますか——、答えられない。そういう流れになるかと思うので、取扱いが議会運営委員会になるだろうと思いますが、こういった陳情の提出の厳密化をやっていきたいと思っております。

先ほどの補足になりますが、4名中2名は出したことがない、出した記憶がない、勝手に名前を使われているということで憤慨されていました。これ以上は言いませんが、誰かが頼んだということです。ここの流れから頼まれたんだろうという予測はつきますが、あくまでも推測ですので、これ以上はやめておきます。「陳情・請願」については、議会内での検討を踏まえて、改善していきたいと思っております。一旦、請願・陳情については、これで終わります。

続きまして、2番目として、「ふるさと納税について」、お尋ねしたいと思います。ふるさと納税については、同僚議員がかなり詳しく聞いていただきましたので、割愛して何点かお聞きしたいと思います。そもそもなんですけど、ふるさと納税の制度について、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

ふるさと納税制度は、「生まれ育ったふるさとに貢献したい」、「応援したい自治体を支援したい」、「地方の財源を確保したい」という考えから、平成20年5月に開始されました。寄附者は、自治体に寄附をすることで、一定の上限の範囲内で、所得税や住民税から控除を受けることができる制度でございます。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

ふるさと納税の令和5年度以降の寄附額の推移について、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

令和5年度の寄附額につきましては、105億1272万7800円、令和6年度は66億463万2千円、令和7年度は60億1714万2200円の寄附を頂いております。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

令和5年度が105億円、これがピークですよ。近隣の自治体とも比較しますと、飯塚市へのふるさと納税というのは、高額で推移しています。これは非常にありがたいことですが、一方で、ふるさと納税を受ける側とすれば嬉しいんですけども、飯塚市民の方が他自治体へ寄附をされますよね。その方が税金の控除を受けると、その分、本市の市税収入が減少しますよね、当たり前のことですが。

そこで、本市における令和7年度の税額控除額と寄附額の収支について、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

令和7年度課税における本市の市民税から税額控除された額につきましては、2億6155万円でございます。また、ふるさと納税寄附額から寄附受入れに係る経費を差し引いた本市の令和7年度の活用可能額は、約33億8千万円となっております。この活用可能額から、市民税の税額控除額を差し引きますと、令和7年度では約31億2千万円ということになります。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

ざっくりでいきますと、本市に33億円の寄附が来ます。ただし、2億6千万円ぐらいは出ていきます。差引き31億円は残って使えますということですね。

ふるさと納税の経費率の割合と経費に含まれる主なものについて、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

ふるさと納税の寄附率とは、自治体が寄附を集めるために要した費用の総額が、寄附額全体に対してどれくらいの割合かを示すものでございます。総務省では、現在、ふるさと納税の募集に要する経費を寄附額の50%以下とするよう定められております。

また、寄附額から募集に要する費用を控除した寄附金活用可能額を一定割合以上確保する考え方が示され、令和8年10月以降は、寄附金活用可能額の割合が段階的に引き上げられることから、実質的には募集に要する経費のさらなる抑制が必要となっております。

経費に含まれる主なものにつきましては、自治体がふるさと納税を運営する際に係る返礼品の調達費用や送料、ポータルサイト利用料、決済手数料、広報費、寄附金受領証の発行事務費、通信運搬費、事務代行手数料などでございます。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

そういった経費がかかるということでしたが、それでも30億円強の運用ができるということですね。

では、その30億円強のふるさと納税寄附金の使い道について、お聞きしたいと思うんです。寄附金の応援メニューの種類ごとに、令和6年度の決算におけるふるさと納税寄附金を活用した事業名と充当した額、また、令和7年度はまだ決算額が確定していないと思いますので、活用した事業名だけ教えてください。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

令和6年度にふるさと納税寄附金を活用いたしました事業名と活用額について、お答えいたします。

「教育・文化・スポーツの充実」のメニューでは、活用額約3億8千万円となります。主な事業といたしまして、35人学級編制対応事業費に4718万5千円、教職員情報機器更新事業費に4514万9千円、中学校外国語教育推進事業費に2021万1千円を活用しているほか、グラウンドゴルフ場整備費、市民公園テニスコート施設整備費などにも活用いたしております。

以下、同様にほかのメニューについても、答弁させていただきます。

「健幸（健康）・子育ての充実」のメニューでは、活用額は約7億8800万円となっております。主な事業といたしましては、未来の地域人材応援事業費に1億2194万6千円、予防接種費に9422万5千円、高齢者予防接種費に4302万6千円を活用しているほか、ヘルスケアプロジェクト事業費、市立病院小児科休日・夜間診療事業費などに活用いたしております。

「まちづくりの推進」のメニューでは、活用額が約4億9千万円となっております。主な事業といたしましては、穂波庁舎改修事業費に3億3392万7千円、住宅取得移住奨励事業費に7897万9千円、行政協力員等関係費に5311万5千円を活用しているほか、まちづくり協議会活動推進事業費、自治公民館等建築補助事業費、颯田交流センター整備事業費などにも活用いたしております。

「地域経済の活性化」のメニューでは、活用額約1億4千万円となっております。主な事業といたしましては、企業立地促進補助事業費に1億1710万円、工業用水道津原導水管更新事業費に734万2千円、林業施設長寿化事業費に558万8千円を活用いたしております。そのほか、起業家育成事業費などにも活用いたしております。

「生活環境・自然環境の整備」のメニューでは、活用額が3億1300万円となります。主な事業といたしまして、橋りょう長寿化事業費に4214万8千円、予約乗合タクシー運行事業費に3815万4千円、県道新飯塚潤野線整備事業費に2089万6千円を活用しているほか、勝盛公園管理事務所更新事業、浸水対策事業費などにも活用いたしております。

「市長におまかせ」のメニューでは、活用額9億9千万円となっております。主な事業といたしまして、旧教育施設管理費（旧潤野小学校解体工事費）に1億5798万6千円、久保白ダム土地改良費に5483万6千円、綱分本村地区水路改良事業に2831万円を活用しているほか、浸水対策のための派遣技術員事業費、戸建て中古住宅取得補助事業費、道路橋りょう維持管理費などにも活用いたしております。

次に、令和7年度では、予算で想定しておりました主な活用予定事業について、答弁させていただきます。「教育・文化スポーツの充実」のメニューでは、教職員用の情報機器更新事業や小中学校外国語教育推進事業等に活用予定としております。

「健幸（健康）・子育ての充実」のメニューでは、多子世帯保育料支援事業や、市立病院小児科休日・夜間診療事業、ヘルスケアプロジェクト事業等に活用予定としております。

「まちづくりの推進」のメニューでは、まちづくり協議会活動推進事業や行政協力員謝礼金などを含む事業等に活用予定としております。

「地域経済の活性化」のメニューでは、工業用水道津原導水管更新事業や企業立地促進補助事業等に活用予定としております。

「生活環境・自然環境の整備」のメニューでは、県道新飯塚潤野線整備事業、バス路線維持や市運営の地域公共交通運行事業等に活用予定としております。

最後に、「市長におまかせ」では、小中学校間ネットワーク再構築事業や津原導水管更新などを含む久保白ダム土地改良事業等に活用予定といたしております。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

令和6年度の事業配分といいますか、30億円強をこんな事業に使ったという報告を受けました。メニューとしては大きく6つですね。「教育・文化・スポーツの充実」から「市長におまかせ」のメニューが6つあるんだけど、ふるさと納税を受け入れるに当たって、このメニューというのは各自治体で勝手に増やすことができるんですか。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

それは可能でございます。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

可能ですよね。「これをしたい」ということに対して、寄附を募るといようなやり方で、他自治体にもいろんなメニューがあると思うんです。このメニューのこういうやつを増やそうとか、こんなやつがいいんじゃないかとかいう会議といいますか、それはどの部署でどういうメンバーでやっていますか。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

メニューを増やすというような検討につきましては、庁内組織でございます、ふるさと納税推進委員会で検討するようにいたしております。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

このふるさと納税推進委員会というのは、市の職員で構成され、ほかの方は誰も入らない、そういう組織ですか。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

はい。市職員で構成された委員会でございます。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

今、この6つのメニューの令和6年度の使い方を聞いたんだけど、一般財源に編入して、使ったような印象が非常に大きい印象というか、実際そうなんです。お金が一旦入ってくれば、ふるさと納税の基金を取り崩せば、一般財源に繰り入れて、一般的な事業の解体工事とか浸水対策事業とかこういうやつに使っているんだよね。何となくイメージで申し訳ないが、工事を発注すると、落札した業者さんは仕事ができてもうかるかもしれない。長い目で見れば、市民のためにはなるんだろうけど、何となく使い方が、30億円頂き、飯塚市民に平等に利用されているような印象をちょっと持ちにくい、というか持てない。もっと、市民ニーズ、こういうことに使ってほしいという、先ほどの陳情・請願じゃないんだけど、要望等を募集したりとか要望が上がってきているので、いかに振り分けるかということを検討してもらいたいんです。

ちょうど同僚議員も質問していただきましたが、以前から、私が野良猫の去勢手術とか避妊手術の助成、補助金といいますか、飯塚市独自で設立していただけないかと。額で言えば、

100万円程度もあれば助かるかなというような、委員会や一般質問でも要望を含めてお願いしておりましたが、もう3年過ぎますが、いまだ実現できておりません。今年の春もたくさん子猫が生まれて、いろんなボランティアの方々が地域でお世話をされています。そういった中で、所管にもふるさと納税を利用した、こういった去勢手術代の基金をつくるというような研究をしてくださいということで、研究しますということになっているんです。研究されたと思うんです、もう3年もたちますので。それが、今言ったようなふるさと納税をいかに使うかというような委員会があり、会議にかけられているのか、分かりますか。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

予算に計上された事業の何に充てるかというところをふるさと納税推進委員会のほうで検討させていただいておりますので、具体的に委員会では、今おっしゃっているような内容については検討した事はありません。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

そこではされていないと。所管の部課長が検討すると言っていますが、市長にお尋ねします。そういったふるさと納税を活用したような、今、言いました野良猫の去勢とか避妊の予算をこんなふうにつくりたいとかいうような報告は、市長に上がってきていますか。

○議長（城丸秀高）

武井市長。

○市長（武井政一）

報告は受けておりません。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

受けていない。市長も委員会は別にして、一般質問は聞かれましたよね。若い頃から犬は飼っていたと、猫を飼った経験はないと言われていましたが、前回、3月にも要望しましたが、所管の部局あたりに、ちょっと予算が組めるかどうか検討してみteぐらいの話をしていただけましたでしょうか。

○議長（城丸秀高）

武井市長。

○市長（武井政一）

私のほうから特段そういった話はしておりません。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

されてないんですか。念押しじゃないけど、しなかったのか、する気がないのか、し忘れなのか、いろいろあると思うけど、そういった即予算をつけるんじゃないんですよ。今後、そういう予算が幾らぐらいかかるか、もしくは、飯塚市独自でそういった基金が組めるか、もしくは、どういった方法を取れば、スムーズにボランティアの方々が活動できるような飯塚市からすれば助成と言いますか、手助けができるのか研究しなさいということぐらいは、所管の部署に言っていただけませんか、いかがですか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

地域猫の関係でございますので、市民環境部のほうで回答させていただきたいと思います。先日の一般質問の中でも答弁させていただいておりましたけれども、今、本市としては、地域猫活動のほうの対応に助成するというような対応を取らせていただいております。今、質問議員がおっしゃるような形につきましては、引き続き、調査させていただきたいと思います。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

部長の答弁は分かりました。市長にお願いしたのは、そういうことを部局に指示していただけないでしょうかとお尋ねしております。市長、どんなふうでしょうか。

○議長（城丸秀高）

許斐副市長。

○副市長（許斐博史）

先ほど来、ふるさと納税に関しまして、基金の創設というご提案であろうと思っておりますけれども、当市ふるさと納税について、例えば、いわゆるそれぞれの目的に合ったクラウドファンディング的な基金を組んで、ふるさと納税事業を推進するというような方針は、今のところ持っておりませんので、これについては、検討をしないという、現状のふるさと納税の利用の仕方を維持するという方向性を持っております、1つは。

もう1点は、猫の問題でございますけれども、これにつきましては、解決方法がクラウドファンディングによる基金によらずとも解決する術を担当課のほうでしっかりと検討していくということは答弁いたしておりますので、そのように理解していただければというふうに考えております。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

今言ったふるさと納税とかクラウドファンディングを使ってというのは、こういった例があるという話ですからね。それも含めて研究していただきたいけど、飯塚市でそれを採用してとは一言も言っていないんです。これだけの基金があるし、特に、「市長におまかせ」というのは9億円強あるのでね。100万円と言いますかね、年間100万円、10年で1千万円。10年でかなりの猫が助かるということと、「市長におまかせ」にたくさんお金がありそうなので、そのうちの100万円ぐらいちょっと研究してみようぐらいの話を、市長、していただいけませんかというわけなんです。副市長の答弁は分かりました。私が聞いているのは、市長にそういったような研究をちょっとしてくれないかぐらいは言っていたいけませんか、いかがでしょうか、ということを知っているんです。市長、よろしく。

○議長（城丸秀高）

武井市長。

○市長（武井政一）

関係部長、それから、許斐副市長のほうからお話がありましたが、そういうことを踏まえて、その中に質問議員がおっしゃっていることも含まれていると考えておりますので、引き続き、調査研究をしっかりやらせていただきたいと思います。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

とりあえず、市の職員の方もかなり猫好きな方はおられるんです。個人的にも頼まれているんです。できたら少しでも出していただけると助かると。一昨日、同僚議員もボランティアで20万円以上使った人がおられるというのが現実ですよ。これは生活環境に関わることで、やはり全ての人が猫が好きという方ばかりではありませんので、地域で結構もめたりしているんです。そのところを行政の長である市長がやはり何かの手だてをしていただきたいということで、額はその程度の額なんだけど、市長の考えと気持ちを聞いてみました。部局のほうが、田中部長のところになるのかな。市長もそうおっしゃっているので、もう一度しっかりと研究していただきたいということでお願いいたします。

○議長（城丸秀高）

暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（城丸秀高）

本会議を再開いたします。

執行部から発言訂正の申出がっておりますので、発言を許します。企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

先ほど、小幡議員の一般質問の答弁の中で「ふるさと納税推進委員会」と申しましたけれども、こちらは誤りで、正しくは「ふるさと応援寄附金活用事業選定委員会」でございます。訂正させていただきますとともに、おわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

○議長（城丸秀高）

25番 江口 徹議員に発言を許します。25番 江口 徹議員。

○25番（江口 徹）

久々の一般質問であります。聞きたいこと、しゃべりたいこと、いっぱいございますのでどうぞよろしくお願いします。

本日はごみ処理について、お聞きいたします。飯塚市のごみ処理、おおよそ30億円強かかっています。これだけかかっている部分が、これから先どうなるのか、それを大きく変えていくのが、一般廃棄物処理基本計画の見直しであると思っています。その一般廃棄物処理基本計画の見直しの作業をするに当たっては、国が定めたごみ処理基本計画の策定指針等々、各種の指針、手引がございますが、それに沿って行うと考えてよろしいのか、まずそこからお聞きいたします。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

国が示しますごみ処理基本計画策定指針は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市町村がごみ処理基本計画を定める際に考慮すべき事項をまとめたものでございます。

最新の情勢を踏まえ、適宜、改訂が行われており、本市の一般廃棄物処理基本計画につきましても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき策定しておりますことから、そのように考えております。

○議長（城丸秀高）

25番 江口 徹議員。

○25番（江口 徹）

今回、一般廃棄物処理基本計画の見直しを行うわけですが、その見直しの理由及び意義につい

てどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

本市の一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、本市の一般廃棄物処理に係る長期的な視点に基づく基本方針を定めたものでございます。社会経済情勢、一般廃棄物の発生量の見込み等を踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や処理体制の整備、財源の確保等について、現実的かつ具体的な施策を総合的に検討する必要があることから、原則として5年ごとに見直しを行うものとしているものでございます。

○議長（城丸秀高）

25番 江口 徹議員。

○25番（江口 徹）

見直しの理由及び意義について担当部長より答弁いただきましたが、市長はこの基本計画の見直しの意義について、どのようにお考えなのか、重ねてお尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

武井市長。

○市長（武井政一）

今、担当部長のほうにご答弁を申し上げましたとおりでございますが、質問議員がご質問の一般廃棄物処理基本計画の見直しの理由及び意義につきましては、ご答弁申し上げましたように、関係法令に基づく基本計画であるというふうに考えております。そして、その内容が関係する施策の基本的な資料になると考えているところでございます。

○議長（城丸秀高）

25番 江口 徹議員。

○25番（江口 徹）

今、飯塚市が加入しておりますふくおか県央環境広域施設組合では、ごみ処理施設の新設計画がございます。ただ、その新設計画については、さきのふくおか県央環境広域施設組合の11月議会の中で、武井組合長が見直しを表明されました。当然のことながら、その見直しに関しては、物価の高騰や人口減少とか、いろんな要件があると。その中で、何とか処理規模を小さくできないか、そういったことを含めての見直しであったかと思います。

飯塚市の一般廃棄物処理基本計画の資料を見ると、1人当たりの年間処理経費、44ページに類似団体との比較がございます。1人当たりの年間処理経費が平均1万2342円ありますが、飯塚市は1万6097円です。一番安い埼玉県戸田市は7552円。

「ごみは宝の山」と言いますが、本当にこのごみ処理をどうするかによって、ある意味、新しい財源が生まれるんです。また、どのサイズのごみ処理施設を造るのが変わってきます。それこそ一大事業、一大見直しだと思っています。そういったことをしっかり考えて、見直しをやっていただきたい。

そういったものについては、市長はどうお考えですか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

今、質問議員がおっしゃったような、当然、今後のごみの減量化や資源化等を含めた上で、大変重要なことだと思っております。そういうふうなことも踏まえ、計画の変更、見直しについて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

25番 江口 徹議員。

○25番（江口 徹）

市長、どのようにお考えですか。

○議長（城丸秀高）

武井市長。

○市長（武井政一）

今、関係部長がご答弁申し上げましたとおりでございます。

○議長（城丸秀高）

25番 江口 徹議員。

○25番（江口 徹）

そうであれば、先にご自分の口から言えばいいのにとおっしゃいます。

それでは、ごみ処理の現状について、お聞きいたします。現行の分別収集の区分について、お聞かせください。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

分別収集の区分といたしましては、現在、拠点ボックスで回収しておりますのが、資源プラスチック、古紙・古布、有害ごみの3種類。指定袋で搬出していただいておりますのが、可燃ごみ、空き缶・空き瓶、不燃ごみの3種類。そのほかに、粗大ごみ、小型充電式電池、廃食用油の3種類、計9種類となっております。

また、分別区分ごとの内容でございますけども、「資源プラスチック」といたしましては、ペットボトル、白色トレイを。「古紙」といたしましては、新聞紙、段ボール、雑誌類、紙パックを。「古布」といたしましては、布製の衣類、下着、布団カバー、タオルケット、毛布などを。「有害ごみ」といたしましては、乾電池、蛍光灯、水銀体温計を。「可燃ごみ」といたしましては、生ごみ、食用油、木切れ、紙おむつ、皮革製品、かばんなどを。「空き缶・空き瓶」といたしましては、飲料用空き缶・空き瓶を。「不燃ごみ」といたしましては、油の付着した空き缶・空き瓶、ガラス製品、金属類、一斗缶、陶器類などを。「粗大ごみ」といたしましては、食器、洗濯乾燥機、布団、タンスなどを。「小型充電式電池」といたしましては、モバイルバッテリー、ボタン電池、リチウムイオン電池、ニカド電池などを。「廃食用油」といたしましては、家庭でご使用になられた、食用油を回収いたしております。

なお、可燃ごみにつきましては、週2回の収集、不燃ごみは月1回の収集、空き缶・空き瓶は月2回の収集、粗大ごみにつきましては、予約制での収集、拠点ボックスでの回収につきましては、月1回の回収、小型充電式電池につきましては、回収場所であります、各支所及び交流センター等の開場日に回収、廃食用油につきましても、各支所及び交流センター等の開場日に回収を行っております。

○議長（城丸秀高）

25番 江口 徹議員。

○25番（江口 徹）

それでは、そうやって分別されたごみの地域別の収集方法とごみステーションの箇所数及びごみステーションまでの距離が最長のお宅の場合の距離をお聞かせください。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

収集方法といたしましては、飯塚地区では原則ステーション方式でございますが、一部におい

て戸別収集方式にて収集している地域もございます。

次に、穂波地区及び庄内地区につきましては、戸別収集方式で収集しております。

最後に、筑穂地区及び潁田地区につきましては、ステーション方式にて収集しております。なお、ステーション箇所数につきましては把握いたしかねているところでございます。

また、道幅の関係で収集車両が入れない場所もございますので、ステーションまでの距離がある方もおられるかと思いますが、最長でどのくらいの距離があるかというの把握できておりません。

○議長（城丸秀高）

25番 江口 徹議員。

○25番（江口 徹）

ということは、収集運搬ルートは、市としては把握していないということですか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

各委託事業者の収集地区は把握はできておりますけれども、収集ルートにつきましては各委託事業者が設定しておりますので、詳しくは把握ができておりません。

○議長（城丸秀高）

25番 江口 徹議員。

○25番（江口 徹）

次に、収集区分ごとの収集量、1日1人当たりの排出量をお尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

収集区分ごとの収集量でございますが、令和7年度の可燃ごみ、空き缶・空き瓶、不燃ごみの実績値を申し上げます。

飯塚地区では、可燃ごみが1万4904トン、空き缶・空き瓶が487トン、不燃ごみが662トン、粗大ごみが374トン、資源プラスチックが82トン、有害ごみが23トン。

穂波地区では、可燃ごみが5156トン、空き缶・空き瓶が121トン、不燃ごみが268トン、粗大ごみが97トン、資源プラスチックが34トン、有害ごみが15トン。

筑穂地区では、可燃ごみが1656トン、空き缶・空き瓶が56トン、不燃ごみが117トン、粗大ごみが50トン、資源プラスチックが4トン、有害ごみが2トン。

庄内地区では、可燃ごみが2367トン、空き缶・空き瓶が59トン、不燃ごみが106トン、粗大ごみが45トン、資源プラスチックが4トン、有害ごみが1トン。

潁田地区では、可燃ごみが1984トン、空き缶・空き瓶が23トン、不燃ごみが77トン、粗大ごみが14トン、資源プラスチックが2トン、有害ごみが2トンでございました。

この収集量を基に、1日1人当たりの排出量を算出いたしますと、飯塚地区では617グラム、穂波地区では600グラム、筑穂地区では578グラム、庄内地区では688グラム、潁田地区では1186グラム、全体では639グラムとなります。

○議長（城丸秀高）

25番 江口 徹議員。

○25番（江口 徹）

多くの地区が600グラムから700グラムであるのに対し、潁田地区が1186グラムと非常に多いんですが、この理由はお分かりになりますか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

申し訳ございません。出されたごみ量から算出しておりますが、理由については分かりかねます。

○議長（城丸秀高）

２５番 江口 徹議員。

○２５番（江口 徹）

それでは次に、収集運搬コストについて、地区ごとでどうなっているのか、お聞かせください。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

収集運搬コストについてでございますが、直営で収集しております飯塚地区の一部及び令和８年度から委託しております粗大ごみを除いた各地区の収集運搬委託料で申し上げますと、飯塚地区が４億２５４１万２９００円、穂波地区が１億４９３４万４００円、筑穂地区が７２４８万５６００円、庄内地区が６１１４万３５００円、潁田地区が６６４７万８００円、合計で７億７４８５万３２００円でした。

各地区における収集区分別の収集運搬委託料を申し上げますと、飯塚地区では、可燃ごみが３億８３５２万７４円、空き缶・空き瓶が１２５３万１８２２円、不燃ごみが１７０３万４４円、粗大ごみが９６２万４０２８円、資源ごみが２１１万８１円、有害ごみが５９万１８５２円。

穂波地区では、可燃ごみが１億３５３０万１１９５円、空き缶・空き瓶が３１７万５２２２円、不燃ごみが７０３万２７２３円、粗大ごみが２５４万５４２６円、資源ごみが８９万２２１１円、有害ごみが３９万３６２３円。

筑穂地区では、可燃ごみが６３６７万９６５７円、空き缶・空き瓶が２１５万３４１８円、不燃ごみが４４９万９１０６円、粗大ごみが１９２万２６９５円、資源ごみが１５万３８１６円、有害ごみが７万６９０８円。

庄内地区では、可燃ごみが５６０５万２１５５円、空き缶・空き瓶が１３９万７１６０円、不燃ごみが２５１万１５１円、粗大ごみが１０６万５６３０円、資源ごみが９万４７２３円、有害ごみが２万３６８１円。

潁田地区では、可燃ごみが６２７３万９３２８円、空き缶・空き瓶が７２万７３２１円、不燃ごみが２４３万４９４４円、粗大ごみが４４万２７１７円、資源ごみ及び有害ごみが各々６万３２４５円でした。

また、地区ごとの年間１人当たりの費用を委託料ベースでお答えいたしますと、飯塚地区、穂波地区、庄内地区では約１６円、筑穂地区では約２２円、潁田地区では３８円となっており、市内全域では約１７円となっております。

なお、筑穂地区及び潁田地区につきましては、クリーンセンターへ可燃ごみを搬入している関係で、１人当たりの費用が高いものとなっております。

○議長（城丸秀高）

２５番 江口 徹議員。

○２５番（江口 徹）

収集運搬車両（パッカー車）には、データ収集用の機材等は設置されていますか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

収集運搬車両には、収集量を計測する機器や撮影用の機器は搭載されておりません。

ごみの収集量につきましては、各施設に設置されている計量器により計測いたしております。

○議長（城丸秀高）

２５番 江口 徹議員。

○２５番（江口 徹）

そうすると、収集量が分かるのは、ごみを積んで施設に入って、計量器に乗ったそのタイミングだけという理解でよろしいですか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

そのとおりでございます。

○議長（城丸秀高）

２５番 江口 徹議員。

○２５番（江口 徹）

それでは、直営または委託による収集運搬以外の方法で収集しているごみには、どのようなものがありますか。また、それらのごみはどのように収集され、どこで処理されているのか、お聞かせください。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

一般廃棄物収集許可業者が各事業者、店舗との契約により収集する事業系ごみ、また、市民または事業者の方が直接、クリーンセンター等の施設に搬入されるごみがございます。

その収集量を令和７年度実績で申し上げますと、クリーンセンターでは可燃ごみが約８１７４トン、不燃ごみは約８８トン、空き缶・空き瓶が約４０トン、粗大ごみが約４３５トン。

桂苑では、不燃ごみが約５万４６２０トン、空き缶・空き瓶が約４５４０トン、粗大ごみが約６万５６７０トン。

リサイクルセンターでは、不燃ごみが約８８３０トン、空き缶・空き瓶が約９８０トン、粗大ごみが約１万９７９０トンでございました。

次に、自治会等の清掃活動で排出されたごみにつきましては、環境対策課職員で回収する場合や、近隣のステーションに排出され、収集委託事業者が回収する場合もございますので、自治会等の清掃活動で排出されたごみの量につきましては、はっきり把握しておりませんので、お答えいたしかねますが、それらのごみにつきましては、クリーンセンターに搬入され、処理されているところでございます。

次に、廃食用油につきましては、先ほど答弁いたしましたように、本庁、支所等の１８か所に設置しております、廃食用油回収ボックスで回収し、専門業者に引き渡し、処理を行っていただいております。

最後に、リチウムイオン電池につきましては、本庁、各支所、各交流センターで回収を行い、クリーンセンターに搬入しております。なお、クリーンセンターでもリチウムイオン電池の回収を行っております。また、回収されたリチウムイオン電池につきましては、専門業者に引き渡し、処理をしていただいております。

そのほかに、市では収集しておりませんが、自治会等で行われております集団回収、廃品回収等になりますけれども、それにつきましてはクリーンセンター等のごみ処理施設には搬入されておられません。

○議長（城丸秀高）

２５番 江口 徹議員。

○25番（江口 徹）

それでは次に、収集したごみの処分方法、処分量、処分コスト、年間1人当たりのコストについてお聞かせください。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

収集したごみはふくおか県央環境広域施設組合において処理を行っております。可燃ごみにつきましては、飯塚市クリーンセンターにて熔融処理後、飛灰は山元還元し、発生したスラグ及びメタルは資源化を行っております。

次に、穂波地区及び筑穂地区の空き缶・空き瓶、不燃ごみ、粗大ごみにつきましては、桂苑において破碎・選別を行い、鉄、アルミニウム類などを資源化し、売却されております。なお、破碎残渣物は飯塚市クリーンセンターにおいて熔融処理をされております。

次に、庄内地区及び潁田地区の空き缶・空き瓶、不燃ごみ、粗大ごみにつきましては、リサイクルセンターにおいて破碎・選別を行い、鉄、アルミニウム類などは売却、金属、ガラス類は資源化され、不燃残渣物は、埋立処分されておるところでございます。

そのほかとして、空き缶・空き瓶、古紙・古布、ペットボトル、破碎鉄など、リサイクルが可能なものにつきましては、ふくおか県央環境広域施設組合においてリサイクル処理をされております。

次に、処分量といたしましては、令和7年度実績で申し上げますと、飯塚市クリーンセンターでは、可燃ごみ3万4335トン、空き缶・空き瓶545トン、不燃ごみ778トン、その他が1254トン。

桂苑では、可燃ごみ156トン、これは自己搬入分になります。空き缶・空き瓶161トン、不燃ごみ403トン、その他188トン。

リサイクルセンターでは、空き缶・空き瓶82トン、不燃ごみ163トン、その他74トンでございました。

最後に、処分コストについてでございますが、本市ではコストについては分かりませんので施設組合に支払っております各施設の令和7年度の負担金ベースで申し上げます。

飯塚市クリーンセンターでは15億9427万973円、桂苑では2974万7千円、リサイクルセンターでは4501万2千円でございました。

年間1人当たりのコストにつきましては、本市として詳細な金額は分かりませんが、負担金ベースでお答えさせていただきますと、クリーンセンターでは約35円、桂苑では約2円、リサイクルセンターでは約8円となっております。

○議長（城丸秀高）

25番 江口 徹議員。

○25番（江口 徹）

すみません、可燃ごみの処理が幾ら、というふうに分かりませんか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

クリーンセンターの可燃ごみについてでございますけども、令和7年度の清掃工場負担金額としましては13億8914万3303円ということになっております。

○議長（城丸秀高）

25番 江口 徹議員。

○25番（江口 徹）

今、ずらっと言っていたように、クリーンセンターでは可燃ごみを処理するんですよね、空き缶・空き瓶を処理する、不燃ごみを処理するとありますよね、それぞれに幾らぐらいの費用がかかっているのかなというところですが、いかがですか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

申し訳ありません。それぞれの分につきましては分かりかねます。

○議長（城丸秀高）

25番 江口 徹議員。

○25番（江口 徹）

多分、こういった細かい部分の積上げが、計画の見直しに必要だと思いますよ。

あと、この処分についてなんですけれど、鉄とアルミは資源化して売却されていると分かったんですが、ほかにも、例えば鉄のスクラップ業者とかのホームページを見ていると、鉄も幾つかのランクがあったりとか、銅線が幾らとか、ステンレスが幾らとかあるわけですよ。

鉄、アルミ以外の金属について、資源化はされていないのか、その点はいかがですか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

先ほど鉄、アルミ等につきましては、売却や再資源化を行うというような形で答弁させていただきましたが、今、例に挙げていただきました銅線につきましては、銅線のみを出すというか、分別するために処理経費等もかかることから、今のところリサイクルという形では対応しておりません。

○議長（城丸秀高）

25番 江口 徹議員。

○25番（江口 徹）

ということは、コンセントとかありますよね。これはそのまま不燃ごみとして埋めてしまうということですか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

質問議員が今、ご提示されましたコンセント等のコード等につきましては、不燃ごみとして処理をさせていただいております。その分で出た残渣物につきましては、最終的に先ほど申しました熔融処理というような形を取らせていただいております。

○議長（城丸秀高）

25番 江口 徹議員。

○25番（江口 徹）

ということは、クリーンセンターの熔融炉に入ってスラグとして出てくる、という理解でよろしいですか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

そのとおりでございます。

○議長（城丸秀高）

25番 江口 徹議員。

○25番（江口 徹）

次に、別々に収集するのに、結局処分が一緒だったというケースはございますか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

不燃ごみで申しますと、不燃ごみは定期収集を行っておりますけれども、粗大ごみにつきましては予約制としておりまして、収集方法は異なりますけれども、处理的には同時に行っている処理がございます。

○議長（城丸秀高）

25番 江口 徹議員。

○25番（江口 徹）

例えば、空き缶は缶・瓶で収集しますよね。だけど、缶・瓶で収集する空き缶は飲料用の缶と調味料の缶ですよね。違いましたっけ。

片一方で、例えばサバの缶詰とかに関しては、不燃ごみに出せなんですよ。こうやって別に出ていくんだけど、サバ缶は実際にはどのように処理されますか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

今、質問議員がご紹介いただきました件につきまして、飲料用の缶につきましては、先ほどありましたとおり、スチールとアルミに分別され、それぞれ圧縮してリサイクル処理をされております。

また、サバ缶と今、例えで申されておりますけれども、油のついた缶につきましては、他の不燃ごみと合わせて破碎を行い、別途リサイクル処理を行っております。

○議長（城丸秀高）

25番 江口 徹議員。

○25番（江口 徹）

その別途リサイクル処理は、最後はどうなりますか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

油のついた缶につきましては、不燃ごみとして処理を行い、破碎鉄というような最終的な処理をしております。

○議長（城丸秀高）

25番 江口 徹議員。

○25番（江口 徹）

破碎鉄になるわけですよね。破碎鉄とさっきの缶・瓶の鉄とは取扱いが違うんですか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

別々の取扱いというような形で行っております。

○議長（城丸秀高）

25番 江口 徹議員。

○25番（江口 徹）

それは売値が違うという形ですか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

飲料用の缶、アルミ・スチールは、別の処理をさせていただくということは、先ほど答弁させていただきましたが、処理やその後のリサイクルのやり方も違いますので、金額につきましては分かりかねますけども、別々の処理方法ということになっております。

○議長（城丸秀高）

25番 江口 徹議員。

○25番（江口 徹）

品質が違うので価格が違うということであればまだ違いが分かるんだけど、そうでなかったら、缶・瓶で何で一緒に出されないんだろうと思ったりするわけです。

次に、一般廃棄物処理基本計画の44ページに類似団体との比較が掲載されています。冒頭にお伝えした部分です。飯塚市のごみ処理費用が類似団体と比較して高いのはなぜでしょうか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

本市のごみ処理費用が類似団体と比較して高い理由といたしましては、令和4年3月に策定しました現行計画策定時は、穂波・筑穂地区の可燃ごみは桂苑で、庄内・颯田地区のごみはごみ燃料化センターで、飯塚地区はクリーンセンターでそれぞれ処理をしておりましたが、理由の1つであると考えております。

これにつきましては、令和5年度より穂波・筑穂地区の自己搬入の可燃ごみを除き、クリーンセンターで処理することとしたため、同年度より経費が削減されているところでございます。

○議長（城丸秀高）

25番 江口 徹議員。

○25番（江口 徹）

令和5年度より穂波・筑穂地区の自己搬入の可燃ごみを除き、クリーンセンターで処理することとなったため、経費削減が図れたということです。

では、どの程度まで下がりましたか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

ふくおか県央環境広域施設組合の負担金、ごみ処理費で申しますと、令和5年度は16億2458万3165円、令和4年度は16億6056万5111円、比較いたしますと決算ベースで3598万1946円の減額となっております。

○議長（城丸秀高）

25番 江口 徹議員。

○25番（江口 徹）

聞いているのは、44ページには1人当たりの年間処理経費が書いてあるわけですよ。飯塚市は最初に紹介したように、1万6097円だ。平均は1万2342円だ。令和5年から処理を統一したので安くなったという。では、この1人当たりの年間処理経費は幾らになったのか、ということです。

○議長（城丸秀高）

暫時休憩いたします。

午前 11 時 35 分 休憩

午前 11 時 37 分 再開

○議長（城丸秀高）

本会議を再開いたします。市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

先ほど、経費の削減分につきましては、穂波・筑穂地区の自己搬入の可燃ごみを除き、クリーンセンターで処理をしたことが理由ということで答弁させていただきました。1人当たりの処分量についてはどうかということでございますけど、今のところ算定ができておりません。

○議長（城丸秀高）

25番 江口 徹議員。

○25番（江口 徹）

ごみ処理の仕事は毎年ですよ。毎年決算が出て、1人当たりってそんなに難しい数字なんだろうと思うわけです。

では次に、現在の計画を決定するに当たり、目標などをどのように立案したのか、また、その根拠は何か、そして関わったのは誰かについて、お聞かせください。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

本計画は、ふくおか県央環境広域施設組合において新清掃工場建設を検討するのに際し、同組合及び各構成市町において長期的な視点に立った計画策定が必要との考えから、令和3年度に現計画を策定したものでございます。

計画策定に当たりましては、上位施策であります第2次飯塚市総合計画や関連計画である飯塚市環境基本計画などとの整合性を保ちつつ、かつ、目標設定に当たっては、平成27年度から令和3年度の実績値を基に、令和元年度を基準年度といたしまして、推計値を算出し目標値を設定、目標達成に向けた取組として基本施策等を設定しております。

なお、本計画策定に当たっては、環境対策課及び環境整備課職員と同施設組合が共同調製し、原案作成を行っております。この計画の策定時には、平成27年度から令和3年度の実績値を基に、令和元年度を基準年度とし、推計値を算出し目標値を設定しております。施策については、本市の環境基本計画などとの整合性を図り、目標設定等を行っておるものでございます。

○議長（城丸秀高）

25番 江口 徹議員。

○25番（江口 徹）

計画見直しのスケジュールについて、お聞かせください。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

一般廃棄物処理基本計画の見直しスケジュールにつきましては、見直しに活用するごみ搬出量及び処理量の集計につきましては既に完了しておりまして、現在、7月中旬を目途に既存計画の見直し箇所の整理を行っております。

それに並行して、ごみ減量化に向けた施策の検討を行い、7月末までに素案を作成。その後、9月中旬までに市民の皆様等からの意見聴取、アンケートを行い、市民の皆様の意見を反映させたごみ減量化目標値の再設定を行う予定でございます。

また、ごみ組成分析調査につきましても実施する予定としておりまして、9月末までに調査結果を確定させ、一般廃棄物処理基本計画の見直しに反映させる予定としております。

なお、10月末には、ごみ処理に関する基本計画の見直しを終える予定としております。その後、委員会等で皆様にご報告をさせていただきたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

25番 江口 徹議員。

○25番（江口 徹）

非常に楽観的なスケジュールかなと思っています。最初に申し上げたように、非常に重要な見直しをやるときに、このスケジュールで果たしてできるんだろうかと、やるのが山積みだと思うんですね。

では、見直しに必要な作業について、お聞きいたします。見直しに当たって、どのような作業が必要と想定されているのか、お聞かせください。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

一般廃棄物処理基本計画の見直しスケジュール、先ほどの答弁と重なりますけども、見直しに活用するごみ搬出量及び処理量の集計については、既に完了しております。現在、7月中旬を目途に既存計画の見直し箇所の整理を行っております。

それに並行して、ごみ減量化に向けた施策の検討を行い、7月末までに素案を作成。その後、9月中旬までに市民等からの意見聴取、アンケートを行い、市民の皆様の意見を反映させたごみ減量化目標値の再設定を行う予定でございます。

ごみ組成分析調査につきましても実施する予定としておりまして、9月末までに調査結果を確定させ、一般廃棄物処理基本計画の見直しに反映させる予定としております。

○議長（城丸秀高）

25番 江口 徹議員。

○25番（江口 徹）

非常に大ざっぱな答弁なんですよ。収集運搬ルートの見直しであるとか、回収品目の見直しであるとかは、当然検討すべきことだと思いますが、それについては検討する予定ですか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

ただいまのこの見直しにつきまして、運行ルートの件であるとか、ご指摘いただきましたけども、こちらのほうにつきましては、今後、新ごみ処理施設の建設に伴いまして、運行ルートは当然変わってくるものだと考えております。

しかしながら、現時点におきましては、運行ルート等につきましては、大きく変更するところはないかと思っております。今後の検討課題だと思っております。

○議長（城丸秀高）

25番 江口 徹議員。

○25番（江口 徹）

回収品目はどうですか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

今回の中間見直しの件に関しましては、現行の処理基本計画をベースに今の情勢等を勘案しま

して、大きく変わるものではないと考えております。なので、大きく変更するような形には、今のところはならないと思います。先ほども答弁しましたけども、今後の検討ということになることかと思っております。

○議長（城丸秀高）

25番 江口 徹議員。

○25番（江口 徹）

非常に重要な計画の見直しをするのに、なぜそこをやらないんですか。理解ができない。

次にいきます。一般廃棄物処理基本計画の「第4章」に目標とか施策があります。それぞれの進捗状況がどうなっているのかを順番に、丁寧にお答えください。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

一般廃棄物処理基本計画には、質問議員がおっしゃいますように3つの基本方針が記載されております。

1つ目の基本方針「住民・事業者・行政が協働・連携した3Rの推進」につきましては、行政として7つの取組を掲げております。

2つ目の基本方針「再生利用・再資源化の推進」につきましては、行政として13の取組を掲げております。

3つ目の基本方針3「ごみの適正な収集・運搬・処理・処分」では、5つの施策を掲げております。

現在の進捗状況につきましては、ごみの減量化の普及啓発、ごみの分別区分・品目の周知徹底、環境教育の充実、ごみ処理施設の見学・ごみ処理体験、環境美化活動の推進、廃食用油のリサイクルの推進、ペットボトルキャップリサイクルの推進、効率的な収集・運搬体制の構築、高齢者対応の収集サービスの9施策につきまして、着手している状況でございます。

○議長（城丸秀高）

25番 江口 徹議員。

○25番（江口 徹）

もっと目標であったり、施策がありますよね。それを順番に、丁寧にご説明ください。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

基本方針1としまして「住民・事業者・行政が協働・連携した3Rの推進」につきましては、施策として、ごみの減量化の普及啓発、レジ袋、過剰包装の削減、3切り運動、食品廃棄物・食品ロス、ごみの分別区分・品目の周知徹底、環境教育の充実、ごみ処理施設の見学・ごみ処理体験、環境美化活動の推進。

基本方針2としまして「再生利用・再資源化の推進」につきましては、リユースの推進、古着、古布のリサイクル、リサイクル製品の利用拡大、拠点回収、資源回収の推進、廃食用油のリサイクルの推進、ペットボトルキャップリサイクルの推進。

基本方針3としましては、「ごみの適正な収集・運搬・処理・処分」につきましては、効率的な収集・運搬体制の構築、事業系廃棄物の指導・監督、事業系廃棄物の排出量の実態調査、高齢者対応の収集サービス、在宅医療廃棄物の適正な排出の徹底がございます。

その中で、先ほど答弁させていただきましたごみの減量化の普及啓発、ごみの分別区分・品目の周知徹底、環境教育の充実、ごみ処理施設の見学・ごみ処理体験、環境美化活動の推進、廃食用油のリサイクルの推進、ペットボトルキャップリサイクルの推進、効率的な収集・運搬体制の

構築、高齢者対応の収集サービスの9施策に着手しているところでございます。

○議長（城丸秀高）

25番 江口 徹議員。

○25番（江口 徹）

何を言っているのか分からないんですよね。60ページには、減量目標値の設定として、一番下にあるのは、「本計画の食ロスに対する目標値 令和12年度までに50%削減する」とあるんです。

次に、61ページには「水切り施策に対する目標値 令和18年度までに10%削減する」、「家庭系ごみ（不燃ごみ及び粗大ごみ）の目標値 令和18年度までに10%削減する」、「直接搬入ごみ（可燃ごみ）の目標値 令和18年度までに15%削減する」、こうやってずっとあるわけですよ。「ごみ排出量を約3.3%削減」だとか。

着手したものを言われたんだけど、それぞれがどういった状況なのか、順番に、丁寧にお答えください。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

申し訳ございません。ただいま質問議員がおっしゃいました各目標につきまして、例えば、「本計画の食ロスに対する目標値」とか、「水切り施策に対する目標値」、こちらのほうにつきましては、周知・啓発等を行っており、それぞれの項目、令和18年度までの目標値を掲げておりますけれども、現時点での数字につきましては、検証できておりませんので、お答えすることができません。

○議長（城丸秀高）

25番 江口 徹議員。

○25番（江口 徹）

非常に残念に思います。この目標とか、何をやるかという中で、非常に重要なのが70ページにある基本方針2「再生利用・再資源化の推進」なんです。その中にも、施策2として「古着、古布のリサイクル」とあります。これは何で古着、古布だけなのかと思うんですけど、その下には施策の内容と方向として、「これまで焼却処理されてきた古紙・古着について、資源ごみとして回収を行い、ウエスや繊維素原材料としてリサイクルする取組みを行います。」とあるんです。古紙・古布の類いですよね。既にこれを別に回収しようと言っているんですよ、計画立案した段階で。

先ほどの回収品目の見直しについては、そう大きなものはない、する予定はないというお話でしたけれど、この古紙・古布の類いがごみのどのぐらいを占めると考えられますか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

ただいま質問議員がおっしゃいました「古着、古布のリサイクル」の中の古紙・古布のリサイクル等につきましては、現在、拠点ボックス等で回収を行っているところでございます。また、民間の商店等で回収ボックスを設置されているところも多くありますので、現在については、そういうふうな取組の中で古紙・古布のごみ量というのは少なくなっているのではないかと思います。

○議長（城丸秀高）

25番 江口 徹議員。

○25番（江口 徹）

聞いているのは、今まで焼却されてきたものから、資源ごみとして回収しようと言っているわけですよ。焼却処理されているわけですよ、現実には。可燃ごみの中に入っているわけ。可燃ごみの中に入っている古紙・古布はどのぐらいだと思いますか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

古紙・古布の量につきましては、先ほど答弁しましたけども、少なくなってきたはいると思います。量につきましては、申し訳ございません、把握できておりません。

○議長（城丸秀高）

暫時休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 0時01分 再開

○議長（城丸秀高）

本会議を再開いたします。25番 江口 徹議員。

○25番（江口 徹）

非常に不勉強だと思います。今年度、組成調査をやるわけでしょう。それは何のためにやるのかといたら、どんなごみが入っているかを知るためにやるわけですよ。

この組成調査は、年4回やっているわけですよ、実は。手元に平成30年から令和5年までの数字がございます。令和6年度の精密機能検査の中に、組成調査の記載があるんですね。

令和3年度から古紙・古布の割合をパーセントで申し述べます。令和3年度から、都合12回分ですね。49.4%、67.9%、51.5%、35.7%、45.6%、45.7%、39.4%、7.6%、26.6%、24.0%、41.6%、43.1%です。最大は67.9%、平均でも39.8%なんです。これだけの量が燃えるごみから無くなると、がらっと景色が変わりますよね。そういった見直しをすべきであると思うんです。多いものからどうやって減らしていくのか。小さいものを外すということよりも、大きいものをどうやって減らすか、資源化できるものは何か、ですよ。3Rなんだろう、リサイクルなんだろう。既に計画の中に書いてあるわけですよ。こういったことをしっかりやってください。

また、神奈川県座間市では、ごみ収集車にタブレット端末を装備し、回収の効率化を図られました。結果どうなったかという、システムを実装後、車両の平均積載量、1回にどのぐらい載せるのかというのが、今まで1834キログラムだったのが、2047キログラムまで上がった。213キログラム、11.6%の改善を見た。結果としてどうなったかと。そうすると運搬回数が減るわけです。年度の実績で1万1266回だったのが9427回に、1839回減ったと、16.3%減っているわけです。

また、併せてごみ収集が効率化できたので、その空いたところをどうするか考えて剪定枝、植木の剪定とかありますよね。そうやって出てくるごみがあるんですけど、そのごみについては、別途収集することにしようとしている。それは無料で収集されているんですよ。

結果としてどうなったのかという、令和2年度に2万1008トンあった家庭系ごみの可燃ごみが、令和7年度は1万7079トンになっている。3930トンの減になっているわけですよ。1割どころじゃないですよ、2割弱ぐらいごみ総量が減っているわけですよ。

いろいろなやり方があります。当然のことながら、ごみ処理はどうしてもお金がかかるんです。だからこそ、しっかりと見直しをしなくてはならない。

昨年度、北九州市で今後の事業系ごみ対策の在り方について答申が出ていますが、それについては存じておられますか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

申しございません、把握できておりません。

○議長（城丸秀高）

25番 江口 徹議員。

○25番（江口 徹）

北九州市では、令和7年度に今後の事業系ごみ対策の在り方に関して、答申を出していただいております。これをなぜ出したのかというと、どうしても処理経費がどんどん高くなってきたわけです。その経費相当の部分が、それぞれが支払われているかということなんです。事業系の一般廃棄物に関しては、それぞれの自治体は、余裕があったら処理していいよとなっているんですよ。基本は、それぞれの事業所が処理してくださいね。だけど、それぞれの自治体で余裕があったら、それも受け入れて構いませんとなっているんです。ただ、そのときにどれだけ対価を求めるかなんです。

「一般廃棄物処理有料化の手引き」という物がございます。これは環境省が出しているものなんです。

8ページに「（4）有料化の制度評価と見直し（5章）」というのがございます。「一般廃棄物処理の有料化を導入した後、その目的を達成するために、制度の運用及びその効果について定期的な点検を行う。さらに、定期的な点検を積み重ね、一般廃棄物処理計画の見直しと併せて、制度の評価、見直しを概ね5年に一度の頻度で行う。」と。

18ページには、「（1）処理原価相当の料金徴収」です。「廃棄物処理法上、市町村は、当該市町村内における事業系を含めた全ての一般廃棄物の処理について統括的な責任を有するが、事業系一般廃棄物については、排出事業者自らの責任において適正に処理することが義務付けられている。

そのため、市町村において処理する場合でも、廃棄物の処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい。

事業系一般廃棄物の手数料の料金水準の考慮におけるポイントは、廃棄物処理の原価相当額を正確に把握することであるが、処理原価に含める費用の範囲について、各市町村独自の考え方で整理されている状況や、処理原価相当額を徴収できていない事例が見られる。

この点については、（改訂）一般廃棄物会計基準における生活系・事業系の区分別での処理原価の算定方法を参考にしつつ、さらに可燃ごみ・資源ごみの内訳別に処理原価を把握するなどの手法により、処理原価相当額を把握した上で、料金水準を検討することが考えられる。」とあるんです。

これから先、新ごみ処理施設ができたとして、一遍止まりましたけれど、止まった計画では、816億円という計画なんです。それをかなり圧縮しなくてはならないと思っています。それをしていただくのが、今回の一般廃棄物処理基本計画の見直しなんです。

ぜひ、そのことをしっかりと考えてやっていただきたいと思います。市長、いかがですか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（田中善広）

ただいま議員がおっしゃいましたところも踏まえた上で、しっかりとこの計画の検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

25番 江口 徹議員。

○25番（江口 徹）

武井市長、いかがですか。

○議長（城丸秀高）

武井市長。

○市長（武井政一）

担当部長が申したとおりですが、今日様々質問議員からご意見等を拝聴したことを踏まえながら、今後しっかりと進めてまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

25番 江口 徹議員。

○25番（江口 徹）

ぜひ、しっかりやってください。そのためには、住民や事業者としっかり意見交換をしなくてはなりません。ぜひ、そのことも忘れずやっていただきたい。そのことをお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（城丸秀高）

これをもちまして、一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 0時12分 休憩

午後 0時15分 再開

○議長（城丸秀高）

本会議を再開いたします。

「議案第79号」から「議案第89号」までの11件を一括議題といたします。

ただいまより議案に対する質疑を受けますが、質疑される議員におかれましては、秩序正しく能率的な審議を行うため、会議規則第51条に基づき簡明な質疑を行っていただきますようお願いいたします。また、質疑が長時間に及ぶ場合には、会議規則第52条に基づき、議長において、質疑の回数を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

「議案第79号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

一般会計補正予算、予算書7ページ、歳出の中の生活保護費、扶助費に補正が出ております。

4億9015万3千円、この予算計上の根拠を示してください。

○議長（城丸秀高）

生活支援課長。

○生活支援課長（山野陽治）

法的根拠といたしましては、平成25年生活扶助基準改定について、令和7年6月27日の最高裁判所判決において、デフレ調整に係る厚生労働大臣の判断の過程及び手続には過誤欠落があったとして、原告に対する当時の保護変更決定処分が取り消されました。この最高裁判所判決を踏まえ、国は生活保護基準を再改定の上、対象者に追加給付を行うことを決定いたしました。

算出根拠といたしましては、最高裁判所判決に伴う福岡県説明会で示されました「追加給付に係る財政規模の推計」に基づき、追加給付の所要額を算定しております。

まず、平成25年度基準改定前の最低生活費総額を算出し、当時の生活扶助受給者数で割り戻

し、1人当たり、1月当たりの平均最低生活費を算定し、次に、平均最低生活費に、平成25年基準改定によるデフレ調整4.78%減と、今回の再改定によります2.49%減をそれぞれ乗じまして、1人当たり、1月当たり追加支給相当額である差額を算出しております。

最後に、追加給付相当額に平成25年基準改定の影響を受けた対象者及び平成25年8月から平成30年9月までの月数62月を乗じまして、所要額4億9015万3千円を計上しております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この裁判は「いのちのとりで裁判」と呼ばれ、全国29都道府県、31事件となっています。

追加給付に関わる日程を伺います。

○議長（城丸秀高）

生活支援課長。

○生活支援課長（山野陽治）

現在も継続して生活保護を受給されています世帯には、申出が不要でありますことから、職権で9月中旬にプッシュ型で給付金を支給する予定としております。

また、本人申出型につきましては、対象期間に本市にて生活保護を受給したことがある保護廃止世帯のご本人様より申出が必要となりますので、プッシュ型の支給が完了しました後の10月より申出受付開始を予定しております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

追加給付の財源は4分の3が国庫負担となっています。4分の1は市負担分ですが、その財源を伺います。

○議長（城丸秀高）

生活支援課長。

○生活支援課長（山野陽治）

市負担分の4分の1につきましては、市の財政調整基金から繰り入れることとしております。

また、今回の追加給付につきましては、保護費として支給されますことから、追加的に生じる地方負担分につきましても、通常の保護費と同様に国から普通交付税として措置されます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この追加給付については、全額を国が責任を負うという説明です。

今回の追加給付措置は、最高裁判所判決、昨年、2025年6月27日、大阪訴訟、愛知訴訟があるわけですがけれども、国はこの判決をまともに受け止めていないのではないかと思うわけです。つまり、一旦、元に戻すのが原則ではないか、追加給付額は4.78%とするべきではないのですか。

○議長（城丸秀高）

生活支援課長。

○生活支援課長（山野陽治）

国の対応としましては、最高裁判所判決を受け、社会保障審議会生活保護基準部会に「最高裁判決への対応に関する専門委員会」が設置され、対応が検討されてこられました。その報告書等を踏まえ、平成25年改定で行われた、物価変動に基づく水準調整4.78%を消費実態に基づ

く新たな水準 2. 49% の設定に改められたものでございます。

○議長（城丸秀高）

11 番 川上直喜議員。

○11 番（川上直喜）

これは国の行為が生活保護法違反であったというふうに断罪された事件です。そうであれば、元の水準 4. 78% で措置するべきではないかと思うわけです。そこで、追加給付額が 4. 78% の場合、1 人当たりではどのくらいの額になるのか、お尋ねします。

○議長（城丸秀高）

生活支援課長。

○生活支援課長（山野陽治）

追加給付の金額につきましては、単身世帯、複数世帯、加算の状況、入退院の状況等で、世帯ごとに異なりますので、一概にはご回答できませんが、例えば、平成 25 年 8 月以前より、継続して生活保護を受給しておられます単身高齢者世帯で、加算や入退院歴のない世帯でございましたら、給付額はおおむね 9 万 3 千円ほどの試算となっております。

今回、国が示します追加給付額は 2. 49% であり、4. 78% の差額は 2. 29% になりますので、追加給付が 4. 78% の場合であれば、およそ 2 倍ほどの金額になるのではないかと考えております。

○議長（城丸秀高）

11 番 川上直喜議員。

○11 番（川上直喜）

今の答弁、確認したいと思うんですけれども、答弁にあったケースでは、国が最高裁判所判決をともに受け止めれば、つまり 4. 78% ということで措置すれば、追加給付額は倍ということですので、18 万 6 千円となるのに、今回措置では半額の 9 万 3 千円ということですね。

○議長（城丸秀高）

生活支援課長。

○生活支援課長（山野陽治）

今回、国のほうで 2. 49% という新たな水準が設定されましたことから、その差額であります 2. 29% に基づいての算定がおおむね 9 万 3 千円となっております。

○議長（城丸秀高）

11 番 川上直喜議員。

○11 番（川上直喜）

この補正予算に賛同できるかということがあるわけですが、この追加給付の原因は国の違法行為なんです。それによって、当時受け取ることが当たり前の生活保護費をこのように追加給付、しかも額は先ほどの例でいえば半額ということですが、遅延損害金等の考慮はないのですか。

○議長（城丸秀高）

生活支援課長。

○生活支援課長（山野陽治）

遅延損害金につきましては原告、原告以外のいずれについても追加給付を新たな基準に基づく給付として行いますことから、原則として遅滞損害金は上乗せされません。国や自治体が支給する追加給付は、裁判所の賠償金ではなく、過去の保護費の改定差額の給付という扱いになりますことから、法定利率による遅延損害金は賦課されない運用となっております。

原告の方につきましては、平成 25 年の保護変更決定以降、10 年以上という長きにわたって訴訟が継続されてきましたことに留意し、行政裁量により当時の法定利率、年 5% に基づく金利

相当分を特別給付金の計算上、上乘せすることとなっております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

本人が死亡されている場合の給付はどうなるんですか。

○議長（城丸秀高）

生活支援課長。

○生活支援課長（山野陽治）

生活保護による給付を受ける権利はその人個人にのみ帰属する一身専属的となっておりますので、本人が死亡している場合は追加給付の対象外となります。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今日まで生きる者として、朝日訴訟最高裁判所判決とその後の措置があると思いますけれども、どういふことですか。

○議長（城丸秀高）

生活支援課長。

○生活支援課長（山野陽治）

繰り返しの答弁となりますが、朝日訴訟の最高裁判所判決におきまして、一身専属的権利ということが日本の社会保障費における重要な判例となりましたので、本人が死亡している場合は、受給の権利はございません。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

裁判で争うということになるわけですね。

この時期に、同一世帯で生活保護を受けていた親族への継承はありますか。

○議長（城丸秀高）

生活支援課長。

○生活支援課長（山野陽治）

生活保護法第59条の譲渡禁止では、保護または就労自立給付金もしくは進学・就職準備期準給付金の支給を受ける権利は、譲り渡すことができないとされております。この追加給付におきましても、生活保護による給付を受ける権利は一身専属的とされていますことを踏まえ、遺族等に対する給付は行わないものとされております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

国が違法に基準を引き下げたそのときに、影響を受けるその時期に、同一世帯で生活保護を受けていた親族なんですよ。その場合の継承がないということになるんですが、国にその考えを改めるよう求めてはどうかと思うわけですが、どうですか。

○議長（城丸秀高）

生活支援課長。

○生活支援課長（山野陽治）

繰り返しの答弁となりますが、生活保護の権利はその人個人にのみ帰属する権利でございますので、他人に継承したり、譲渡あるいは相続の対象としたりすることはできないものとなっております。

ります。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その時期に同一世帯で生活保護を受けていた親族のことを言っているんですよ。

それでは、国家賠償はどうなっていますか。

○議長（城丸秀高）

生活支援課長。

○生活支援課長（山野陽治）

最高裁判所は、厚生労働大臣が職務上、通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく、漫然とデフレ調整に係る判断をしたと認め得るような事情があったとまでは認められておりません。生活保護費の引下げ処分を違法として取り消したものの、国の国家賠償責任については、厚生労働大臣の判断過程に裁量権の逸脱、濫用はありましたが、国家賠償法上の違法とまでは認められておりません。国家賠償に係る請求はこのようなことから棄却となっております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

当時、政権与党に復帰した政党の政策に付度して、厚生労働省の専門部、専門委員会などが——、データを偽造してでも切り下げたという指摘もあっているくらいなんですよ。

それで、国家賠償請求が行われているわけですけども、国は国家賠償がないというのはよく分からない。

そもそも、国は謝罪したんですか。

○議長（城丸秀高）

生活支援課長。

○生活支援課長（山野陽治）

令和7年11月21日に最高裁判決への対応に関する専門委員会報告書等を踏まえた対応の方向性について、国の対応方針が決定されました。このことから、令和7年11月25日に厚生労働大臣が記者会見において、「最高裁判決において、『デフレ調整に係る判断の過程及び手続に過誤、欠落があった』との指摘がされ、違法と判断されました。このことに加えて、追加給付を行う結果となったことについて、生活保護行政を所管する厚生労働省として広く国民の皆様に向けて深く反省し、おわび申し上げるところです。その上で、原告の皆様に対しては、まずは、今回の対応方針について、事務的によく説明させていただき、ご理解いただけるように努力していきたいと考えています。」と発言がございました。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

賠償しないので、謝罪をしないのか、深い反省とおわびという言葉と謝罪というのは全然意味が違う。今なお謝罪をしていないということなんですね。

それで、この「いのちのとりで裁判」は福岡訴訟があります。その動向によっては、今回補正額は変わっていたのではないかというふうにも思うわけです。その点でお尋ねしますが、福岡訴訟は厚生労働大臣と共に飯塚市長も被告です。昨年1月29日の福岡高等裁判所の判決では原告が勝利しています。その後、どういう状況になっていますか。

○議長（城丸秀高）

生活支援課長。

○生活支援課長（山野陽治）

令和7年1月29日に福岡高等裁判所より、「要保護者の需要を基として保護を行う生活保護法の趣旨、目的に反する過誤や欠落があり、不合理で違憲である」として、引下げを取り消すとの判決が出ております。

この判決を受け、本市は、同日、1月29日付で上訴意見書を福岡法務局に提出し、2月5日付で上告審について訴訟追行依頼を行い、2月10日付で上告受理申立てが福岡法務局から最高裁判所に提出されました。

令和7年6月27日に大阪訴訟、愛知訴訟での最高裁判所による統一判断は示されましたが、福岡訴訟におきましては、現在も係属中となっております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この際ですからお尋ねしますが、令和7年6月27日の最高裁判所判決後、全国の訴訟状況をお尋ねします。

○議長（城丸秀高）

生活支援課長。

○生活支援課長（山野陽治）

令和7年6月27日に最高裁判所判決が出ました。その最高裁判所判決以降に、高等裁判所による判決が出ました、富山、石川、三重、青森、神奈川、宮城、沖縄、岡山の8訴訟につきましては、国は上告受理の申立てをせず、判決が確定いたしました。

一方、最高裁判所判決以前に、高等裁判所で原告が勝訴となりました、福岡、京都、札幌、埼玉、広島、原告が敗訴となりました、秋田、兵庫、佐賀、熊本の9訴訟は、現在も最高裁判所において係属中となっております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

昨年6月27日の最高裁判所判決の後、判決があった全てにおいて、国は敗訴なんです。原告勝利なんです。その点から考えると、今、上告しているということですけども、武井市長が被告の福岡訴訟は結審まで行ったら、厚生労働大臣、武井市長は勝訴する見込みがあるんですか。

○議長（城丸秀高）

生活支援課長。

○生活支援課長（山野陽治）

福岡訴訟につきましては、いつ判決が言い渡されるのかは見通しが立っておりません。最高裁判所が統一判断を示しましたことから、福岡訴訟も大阪訴訟、愛知訴訟と同様の結論になるものと考えております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

勝てないんですよ、絶対負けるんですよ。分かっているじゃないですか。なのに———というところですよ。

この福岡訴訟裁判、県内の原告、当初、何人おられて、今、何人になっているか、教えてもらえますか。

○議長（城丸秀高）

生活支援課長。

○生活支援課長（山野陽治）

福岡県内の原告の方は総勢で45名でございました。現在は37名になっているということをお聞きしております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

飯塚市の原告の皆さんの状況はどうですか。

○議長（城丸秀高）

生活支援課長。

○生活支援課長（山野陽治）

当初は3名でございましたが、現在は1名のみとなっております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

分かりました。国と市長は、最高裁判所上告審において勝訴する見込みは全くないのに、ただ時間を長引かせて、そのことによって不当に原告を苦しめているだけではないのですか、どう思いますか。

○議長（城丸秀高）

生活支援課長。

○生活支援課長（山野陽治）

追加給付につきましては、原告、原告以外を問わず全ての対象者に対し、一律に給付を行うこととされていますが、原告の方に対する対応につきましては、これまでの訴訟の経緯を踏まえた、原告との紛争の一回的解決の要請を踏まえ、高さ調整を実施しない水準となるよう保護費に変えて、これに相当する分を予算措置の生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟に関わる原告への特別給付金により支給することとなっております。

この特別給付金は、国が直接原告の方へ支給する給付金となりますが、確定判決を受けた原告に対して保護費の追加給付後に行うこととされていますので、現在、係属中となっています福岡訴訟での原告の方は、最高裁判所からの判決後に特別給付金が支給されるようなこととなります。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

飯塚市の今回の補正予算との関係でいえば、それを審査しているわけですが、補正額約4億9015万3千円でしょう。先ほどから聞いて質疑していますけれども、本来、違法行為があったわけですから、元に戻せば倍くらいになるでしょうと、大枠において。10億円ぐらいになるわけですよ。そういう審査の問題です、これは。

それで、原告団や弁護団はこのことについてどういうふうに言われているか、分かりますか。

○議長（城丸秀高）

生活支援課長。

○生活支援課長（山野陽治）

生活保護の引下げを違法とした最高裁判所判決を受け、原告団・弁護団は、厚生労働省による再減額措置に反対し、全面的な補償と全ての利用者への一律の給付を求めて、全国で集団不服申立て審査請求などの抗議活動が続けているということをお聞きしております。

その中で、愛知県、北海道、石川県、大阪府の原告団が道・県に対しまして、補償の減額分の全額ではなく、一部とした政府決定を見直すよう不服申立ての審査請求を行っております。

また、日本弁護士連合会からは、令和8年1月に最高裁判所判決を受けた厚生労働省の対応策の撤回と全ての生活保護利用者への全面的な補償措置等を求める声明が出されております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

国は最高裁で敗訴しておきながら、まともに受け止めずに、先ほどの数字で言えば4.78%のところを2.29%などと言って、その差額分の中から原告の方にだけ特別のお金を渡そうというような考えであれば、大変なことだと思うわけです。

それで、戻りますけど、福岡訴訟における被告、飯塚市長については、上告の取下げを行うように繰り返し求めてきたことがあるんですけども、市長はこの間、国・県とどういう協議をされたのか、お尋ねします。

○議長（城丸秀高）

生活支援課長。

○生活支援課長（山野陽治）

国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第6条に「訴訟については、行政庁は法務大臣の指揮を受けるものとする。」とされております。第1審より法務大臣に対し、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に基づく訴訟の実施請求を行ってございましたので、上告後に国・県等とは協議を行っておりません。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この間、被告である武井市長に指摘もしてきたわけですがけれども、福岡高裁判決を受け入れて、上告を取り下げ、追加給付は元の水準で行い、賠償も行うべきではないか、国と今後、取り急ぎ協議をする考えはないのか、お尋ねします。

○議長（城丸秀高）

生活支援課長。

○生活支援課長（山野陽治）

本補償は各自治体が訴訟の対象となっておりますが、厚生労働省告示に基づく生活保護基準改定によりなされた行政処分に対する取消し訴訟でありますことから、その結果が全国の同様の事務の処理、国の利害関係に影響を及ぼすものであるため、第1審より法務大臣に対し、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に基づく訴訟の実施請求を行っているものでございます。

また、追加給付につきましても最高裁判決への対応に関する専門委員会で対応が検討され、その報告書を踏まえて、平成25年改定で行われた物価変動に基づく水準調整4.78%を消費実態に基づく新たな水準2.49%の設定に改められたものであります。原告、原告以外を問わず全ての対象者に対して、一律に給付を行うこととされております。

また、損害賠償は国家賠償法上の違法とまでは認められないとの判断もされております。生活保護の決定、実施に関する事務は、地方自治法に規定する第1号法定受託事務でございますので制度設計や保護基準の決定は国が行っているものでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

武井市長に答弁を求めています「日本国憲法は、「国民主権」、「平和主義」、「基本的人権の尊重」、この3原則を基調にして体系を持っているわけです。その中で、「三権分立」と言

いますけれども、行政府がこのような誤りを犯したことを司法が裁いたわけですよ。にもかかわらず、先ほど答弁にあったように、裁きを受けた側の行政府が手練手管を使って、追加給付の金額にただけでも半額に値切って、その一部を原告にだけお渡しするというような形で分断まで持ち込んでくるというような状況がある。この中で、生活保護事務の委任を受けているという立場もあり、一方で地方自治体の市長であるという立場もあるわけですから、このようなありさまで国が推移している以上、地方自治体の飯塚市長が、被告でもあるわけですが、国にしっかり物を言って、正していくということは大事なことでないかと思うわけですよ。

そこで、市長の決意を聞きたいわけです。市長、答弁をお願いします。

○議長（城丸秀高）

武井市長。

○市長（武井政一）

今般の最高裁判所による判決を受けまして、厚生労働省は、深く反省し、原告の皆様を含め、広く国民の皆様におわびを申しておるところでございます。

本市といたしましては、この追加給付につきましては、判決の趣旨、内容を真摯に受け止め、そして、生活保護法の規定等に沿って、対象となる皆様に丁寧かつ適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

また、生活保護制度改正に係る具体的な運用につきましては、今後も地方の意見を十分に踏まえるよう、市長会あるいは福祉事務所会議等におきまして、国・県へ働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

質疑を終結いたします。

「議案第80号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

住宅借入金等特別税額控除適用期限の5年間延長について、改正内容の主な点を聞かせてください。

○議長（城丸秀高）

税務課長。

○税務課長（梶原あゆみ）

住民税の住宅借入金等特別税額控除は、平成21年度に導入されて以降、経済情勢等に合わせ、期間や率、対象となる住宅要件などが改正されております。現行の制度は、省エネ住宅の普及や住宅取得の支援を目的にローンを利用して住宅を購入、増改築した際、年末のローン残高により所得税から控除を受けることができる制度でございます。所得税から控除し切れない場合、住民税からも一部控除されることとなっております。

今回の改正は、令和7年までに居住を開始した場合に適用するとされていた期限を5年延長し、令和12年までに居住を開始した場合に適用するものでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

分かりました。その影響、それからこの延長の狙いをお尋ねします。

○議長（城丸秀高）

税務課長。

○税務課長（梶原あゆみ）

5年延長することで、令和12年までに居住を開始した場合に適用されますので、今後、住宅を取得する幅広い世帯に影響があるものと考えております。

制度の狙いとしましては、物価高騰に対する経済的支援につながる事、省エネ住宅の取得やリフォームにより脱炭素化につながる事、空き家問題の解決や住環境整備の向上などにつながる事などが考えられます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

次に、特定暗号資産取引に係る課税の見直しについて、主な内容をお尋ねします。

○議長（城丸秀高）

税務課長。

○税務課長（梶原あゆみ）

現在、暗号資産の取引で生じた所得は雑所得として、それ以外の所得と合わせて課税する総合課税で課税されています。このたび課税方法が見直しされ、暗号資産のうち、一定の要件を満たすものを特定暗号資産とし、特定暗号資産の取引で生じた所得は、それ以外の所得と分離して課税する分離課税で課税することとなるものでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それによってどういう方々が有利になるのか、または不利になるのか、影響を受ける範囲を教えてください。

○議長（城丸秀高）

税務課長。

○税務課長（梶原あゆみ）

本改正により影響のある方は暗号資産の取引等により雑所得のある方に限られますが、その暗号資産のうち、特定暗号資産となるものについては、今後、国のほうで審議され、決定されますので、どの暗号資産をお持ちの方に影響が出るのかは、現時点では分かりかねるところでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今後というのは、国は時期的なめどを持っているのでしょうか。

○議長（城丸秀高）

税務課長。

○税務課長（梶原あゆみ）

まだ、現時点では分かりかねます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

不思議な改正ですね。

固定資産税の免税点の見直し、主な点をお聞かせください。

○議長（城丸秀高）

税務課長。

○税務課長（梶原あゆみ）

固定資産税については、土地と家屋及びそれ以外の事業の用に供する資産である償却資産の3種類があり、今回の改正は、この固定資産税を課さない課税標準額である免税点の額の改正が

行われたものであります。

改正内容については、家屋が20万円から30万円、償却資産が150万円から180万円と、税を課さない課税標準額が引上げとなるものでございます。なお、土地につきましては30万円から改正は行われておりません。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

影響を受ける範囲、それから税額はどうでしょうか。

○議長（城丸秀高）

税務課長。

○税務課長（梶原あゆみ）

影響を受ける範囲としましては、家屋におきましては、納税義務者が所有する住宅、店舗、倉庫等の課税標準額の合計が30万円未満の場合、免税となります。

償却資産におきましては、納税義務者が所有する土地・家屋以外の事業用の資産で、機械、装置、器具、備品などが挙げられますが、これらの課税標準額の合計が180万円未満の場合、免税となるものです。

令和9年度の固定資産税はまだ出ておりませんので、令和8年度ベースで試算しますと、家屋については、免税点が20万円から30万円になった影響額は、792件が免税になり、272万9千円の減収でございます。

また、償却資産につきましては、免税点が150万円から180万円になった影響額は、107件が免税になり、248万2千円の減収でございます。

○議長（城丸秀高）

質疑を終結いたします。

「議案第81号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

まず、地域限定保育士制度の目的及び導入の経過について、お尋ねします。

○議長（城丸秀高）

保育課長。

○保育課長（宮本敏行）

地域限定保育士制度の目的でございますが、地域における保育人材確保のため、平成27年度に国家戦略特別区域法に基づく特例措置として、地域限定で保育士と同様に業務を行うことを可能とする地域限定保育士制度が創設され、児童福祉法の一部を改正する法律により、地域限定保育士制度が一般制度化され、認定を受けた都道府県または指定都市が地域限定保育士試験を実施できるようになりました。

導入の経緯でございますが、福岡県ではさらなる保育人材確保を図るため、令和7年10月に地域限定保育士制度に係る申請を国へ行い、同年11月に内閣総理大臣より認定を受け、同年12月議会及び令和8年2月議会で関係条例の改正を行い、令和8年度から地域限定保育士試験を実施しております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

地域限定保育士は、保育士として通常よりも、その仕事に就きやすいというような制度だろうと思うわけですが、この制度は、国の保育所職員配置基準の改善がありましたよね、そのために、保育士が当然ながら多く必要になるという事情との関係があるのかどうか、お尋ねしま

す。

○議長（城丸秀高）

保育課長。

○保育課長（宮本敏行）

職員配置基準の改善と地域限定保育士制度の導入については、直接関係はございません。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

本当にそうかどうかについては、福祉文教委員会において十分審査していただくように要望しておきたいと思います。

それから保育士の処遇の問題については、ここ数年の間に相当全国的な運動もあって、改善が進んだりしていますけど、全産業平均との関係では7万円あるいは8万円の格差が生じているという指摘があるわけです。そういう状況の中でこの地域限定保育士制度は、この処遇を現在の保育士よりもよくするとか悪くするというわけではないようですけども、ということは、今の低い状態、改善が求められる状態の処遇が当たり前のようになってしまっているのではないかとこの心配をするわけですよ。それはそれとして、独自に処遇改善が必要だと思うんだけど、その相乗効果とかいうことは何か国のほうで、あるいは皆さんのほうで考えてあることがあるんですか。

○議長（城丸秀高）

保育課長。

○保育課長（宮本敏行）

地域限定保育士制度の導入は処遇改善と直接関係はございませんが、国においては、保育士の処遇改善は引き続き重点施策となっており、こども家庭庁の令和8年度の予算では、保育士、幼稚園教諭等の人件費について、約5.3%の改善を引き続き確保するとしております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

本市の場合は、旧飯塚市で進めてきたことですけれども、公立保育所を廃止して民間に渡してきたでしょう。そのことによって、保育士という専門の仕事をされる方の処遇は全体として劣化したのではないかと思います。公務員でない方のほうが圧倒的に多くなったわけですから、処遇が悪くなっていますよね。だから、地域の専門職の方々の処遇は悪化していると思うわけですけど、そういった点でいえば、この地域限定保育士制度が直接関係がないとかいうようなことでもないのではないかなと、引き下げたままにしてしまうのではないかとこの心配をするわけです。

最後ですけれども、放課後児童クラブとの関係はどういうことでしょうか。

○議長（城丸秀高）

学校教育課長。

○学校教育課長（岡松賢吾）

放課後児童クラブは、保育士の資格の有無にかかわらず、従事していただくことは可能となっております。しかし、乳幼児期からこどもの発達心理や見守り、ケアなどについて知見を有する保育士資格をお持ちの方が従事していただくことによりまして、児童クラブでの生活環境や遊びの充実につながるものと考えております。

○議長（城丸秀高）

質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時04分 休憩

午後 2時14分 再開

○議長（城丸秀高）

本会議を再開いたします。

「議案第82号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

印鑑条例ですが、改正の趣旨を説明してください。

○議長（城丸秀高）

市民課長。

○市民課長（大谷忠敏）

本議案の条例改正の趣旨について、ご説明いたします。

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴い、従来の外国人の中長期在留者を対象とした「在留カード」及び特別永住者を対象とした「特別永住者証明書」にマイナンバーカードの機能を付加し、一本化した「特定在留カード」及び「特定特別永住者証明書」が新たに創設されております。

印鑑登録証明書の窓口での交付申請の際、従来は、印鑑登録証の窓口での提示が必要でしたが、令和6年3月における飯塚市印鑑条例の改正により、マイナンバーカードを印鑑登録証の代わりに提示することにより、印鑑登録証を持参していない場合でも、印鑑登録証明書の交付申請を可能とする取扱いに変更しておりました。

今回の法改正により新たに創設された特定在留カード及び特定特別永住者証明書を用いて、マイナンバーカードと同様に印鑑登録証の代わりに窓口で提示することにより、印鑑登録証明書の交付申請を可能とすることによる申請者の利便性の向上のため、飯塚市印鑑条例の一部を改正するものでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

質問を続けますが、問題意識を先に言っておきますと、僅かな利便性のために、当該の方々が個人情報を危険にさらすことにならないのかという問題意識なんです。特に今、我が国の出入国在留管理局のこの間の動向を考えると、こういう問題意識です。

それで中長期在留者及び特別永住者の現状、マイナンバーカードの取得状況をお尋ねします。

○議長（城丸秀高）

市民課長。

○市民課長（大谷忠敏）

令和8年4月末時点におきまして、本市における住民基本台帳に記録されている外国人登録者数は合計2221人であり、そのうち、在留カードの対象者である中長期在留者が1844人、特別永住者証明書の対象者の特別永住者が377人となっております。

また、外国人登録者数2221人のうち、マイナンバーカード所有者は1456人で、65.6%の方が所有されております。さらに、その内訳としまして、中長期在留者1844人のうち、マイナンバーカード所有者は1214人、特別永住者377人のうち、マイナンバーカード所有者は242人となっております。

また、外国人登録者のうち、印鑑登録をされている方は579人であり、印鑑登録をされている方でかつマイナンバーカードを保有されている方は396人でございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そこで、先ほど言いましたメリットのことですけど、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を取得した場合のメリットをもう一度お願いします。

○議長（城丸秀高）

市民課長。

○市民課長（大谷忠敏）

特定在留カード及び特定特別永住者証明書を取得した場合のメリットとしましては、まず、条例改正の趣旨と同様になりますが、印鑑登録証明書の窓口での交付申請において、マイナンバーカードと同様に、印鑑登録証の代わりに窓口で提示することにより、印鑑登録証明書の交付申請が可能となることが挙げられます。

印鑑登録証明書は、自動車の売買や住宅の購入など、契約や登記において提出を求められることが多く、速やかに証明書を取得できることは、手続の早期完了につながるものと認識しております。

次に、マイナンバーカードの機能を持つことで、コンビニ交付やマイナ保険証として利用できることなどがございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そういうメリットは考えられるということですね。一生のうちにとは言いませんけど、例えば1年のうちにどれくらい印鑑登録証明書を取るのかというふうにも思うわけです。

それから、今言われております、中長期在留者及び特別永住者の事務を進める中で、関係者からどういう要望が寄せられているのか、その要望に答えてのことなのかという問題意識ですが、いかがでしょうか。

○議長（城丸秀高）

市民課長。

○市民課長（大谷忠敏）

要望につきましては、中長期在留者がマイナンバーカードの申請を希望する場合、中長期在留者は、住民登録に先立って、在留資格手続を行う必要があることから在留期間更新等の手続においては、地方出入国在留管理局で在留資格手続を経て、その後に市町村でマイナンバーカードの申請交付の手続を別々に行う必要があったため、手続が煩雑とのご指摘をいただいております。

しかしながら、今回の法改正で、地方出入国在留管理局で、一本化した特定在留カードの申請を行うことで、市町村への出頭は不要となり、利便性が向上することになります。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その要望は何件ぐらいありましたか。

○議長（城丸秀高）

市民課長。

○市民課長（大谷忠敏）

数は数えておりませんので、把握しておりません。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

1件ぐらいはあったんですか。

○議長（城丸秀高）

市民課長。

○市民課長（大谷忠敏）

ご意見はいただいておりますが、件数までは分かりかねます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

一方で、メリットもあるというご説明でしたけど、在留カードあるいは特別永住者証明書にマイナンバーカードの機能を付加した場合、どういう不利益があると思われますか。

○議長（城丸秀高）

市民課長。

○市民課長（大谷忠敏）

今回の条例改正の趣旨であります、印鑑登録証明書の窓口での交付申請において、マイナンバーカードと同様に特定在留カード等を印鑑登録証明書の代わりに窓口で提示することにより、印鑑登録証明書の交付申請が可能とする取扱いについて、当然ながらもともとマイナンバーカードを保有されていない方や、在留カードを持っていない方は、それらを印鑑登録証の代わりに窓口で提示することによる印鑑証明書の交付申請はできません。このことは飯塚市印鑑条例において、原則として印鑑登録証を提示しなければならないという原則を変更するものではありませんので、この取扱いの変更によって利便性が向上するのみであり、印鑑登録書の申請ができなくなるなど不利益は生じないものと認識しております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうすると個人情報マイナンバーカードと同じように、同次元で流通する危険は避けられないということぐらいですかね。国家情報局とか分かりますか。そういう情報を一元的に政府が握るといようなふうになっているでしょう。

こういう状況の中で、国民全般もそうですけれども、外国人の方についても、同じようなことになってしまうのではないかと心配があるわけですよ。そういった点でいえば、僅かなメリットのために、人権に関わる情報がこのような形で心配されるということでは、いけないのではないかと思います。

この間、事務において要望が寄せられたかというのは聞きましたけど、苦情はないですか。

○議長（城丸秀高）

市民課長。

○市民課長（大谷忠敏）

先ほどの答弁と重なりますが、中長期在留者がマイナンバーカードの申請を希望する場合、中長期在留者は、住民登録に先立って、在留資格手続を行う必要があることから在留期間更新等の手続において地方出入国在留管理局で在留資格手続を経て、その後に市町村でマイナンバーカードの申請交付の手続を別々に行う必要があったため、手続が煩雑とのご指摘をいただいております。

今回の法改正で、地方出入国在留管理局で一体化した特定在留カードの申請を行うことで、市町村への出頭は不要となり利便性が向上することになります。

○議長（城丸秀高）

質疑を終結いたします。

「議案第83号」につきましては、質疑通告はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第84号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

消防ポンプ自動車の財産の取得の入札結果をお尋ねします。

○議長（城丸秀高）

防災安全課長。

○防災安全課長（吉原 寿）

本件の業者の選考につきましては、物品・役務等の有資格者名簿に消防・防災用品の消防自動車での登録のある業者を選考しまして、令和8年4月13日に13者を指名、通知を行い、令和8年4月23日に入札し、契約金額2530万円で愛知ポンプ工業株式会社が落札されています。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

庄内方面隊第3分団配備のためということですが、この間の更新実績をお尋ねします。

○議長（城丸秀高）

防災安全課長。

○防災安全課長（吉原 寿）

過去5年間の配備先、購入台数、購入金額、納入業者について、お答えいたします。

令和3年度、筑穂方面隊第3分団、1台、金額は1952万5千円、納入業者は株式会社福岡トーハツ。

令和4年度、額田方面隊第4分団、1台、金額は2076万8千円、納入業者は株式会社ナカムラ消防化学。

令和5年度、筑穂方面隊第2分団、1台、金額は2284万7千円、納入業者は株式会社ナカムラ消防化学。

令和6年度、飯塚方面隊第1分団徳前分隊、1台、金額は2497万円、納入業者は株式会社福岡トーハツ。

令和7年度、飯塚方面隊第8分団潤野分隊、1台、金額は2464万円、納入業者は愛知ポンプ工業株式会社となっております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

分かりました。近隣の組合や自治体の消防ポンプ車の納入状況も視野に入れて、不適切な規則性がないかについては、確認しておく必要があるのではないかというふうに思います。

質問を終わります。

○議長（城丸秀高）

「議案第85号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

入札結果について、お尋ねします。

○議長（城丸秀高）

教育総務課長。

○教育総務課長（梶原康治）

入札結果につきましては、株式会社トータルオフィス筑豊営業所が落札されておりまして、入札金額につきましては、契約金額3億7064万1150円でございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

落札率は、どの程度ですか。

○議長（城丸秀高）

教育総務課長。

○教育総務課長（梶原康治）

今回、物品の入札につきましては、予定価格を公表いたしておりませんので、落札率は公表しておりません。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この件については、今のような答弁なので正当に入札等契約行為が行われているかについてのチェックは、なかなか難しいわけですよ、議会としては。このトータルオフィス筑豊営業所が、本市との契約関係で過去、落札者としてはどういう実績があるのか、ないのかお尋ねします。

○議長（城丸秀高）

教育総務課長。

○教育総務課長（梶原康治）

過去の実績ということですので、同業者の過去5年間の実績を含めて答弁いたします。

今回購入する同種のものの実績といたしましては、昨年度、生徒用学習端末機器1件があり、1億8100万円の実績がございます。

また、令和2年度に児童生徒用タブレット端末等6件あり、その際は約6500万円の実績がございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この端末機器更新の入札状況において、不自然な規則性がないとかいうのは、検討しているんですか。

○議長（城丸秀高）

教育総務課長。

○教育総務課長（梶原康治）

児童生徒用端末機器の更新につきましては、初期導入した令和2年度から初めての更新になります。令和7年度に中学校用端末機器を1件更新いたしておりますが、規則性などはございません。このことから、入札条件についての規則性の検討はいたしておりません。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この件については、本市における状況の確認とともに、他市との状況も見ておく必要があると思うんですよ。そうでなければ、分かりませんよ。これを教育委員会がしたものか、市長部局のほうでしたものかについては、検討の必要があるというふうに思いますが、どう思われますか。

○議長（城丸秀高）

教育総務課長。

○教育総務課長（梶原康治）

本件につきましては、学習端末機器ということで、入札事務においても教育委員会において事

務処理を行っております。入札行為自体につきましては、契約課に依頼し執行しております。教育委員会としましては、発注に際して仕様書の作成や確認等の疑義照会を行っているところでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

後で分かってびっくりというようなことがあってはならないというわけです。相当な額のことですから、先ほど言いましたように本市との関係とともに、他の自治体との関係も考えておいたほうがいいのではないかなと思うわけです。その仕事の仕方については、どこが、どのように行いかということはあるだろうと思うわけです。

それから、タブレットの整備の必要性についてどう捉えているのか、お尋ねします。

○議長（城丸秀高）

教育総務課長。

○教育総務課長（梶原康治）

GIGAスクール構想の推進により、本市においても端末の計画的な更新が進むとともに、学校現場でのICT活用が日常化し、事業に不可欠なツールとして定着してきたものと認識いたしております。特に、一人一人の学習到達度や特性に応じた学びが可能となったことは着実な成果であり、必要性とともに評価していただいております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この質問をするのは、紙の教科書、鉛筆でノートに書く、紙に書くということの大事さの見直しも指摘され始めていると思うんですよね。その点でいうと学習効果について、何が何でも端末機器でやるべきだというような、まとめたものが本市にありますか。

○議長（城丸秀高）

学校教育課長。

○学校教育課長（岡松賢吾）

本市におきまして、ICT機器導入に係る学習効果について、数値化等による評価を取りまとめた資料はただいまございません。

文部科学省では、学校における教育の情報化の実態等に関する調査を毎年実施しておりますけれども、この調査は学校でのICT環境の整備率、教師のICT活用能力に関するものであり、学習効果そのものをまとめた調査結果等は、国、県ともにございません。

しかし、全国学力学習状況調査におけるICT機器を使う学習について、児童生徒に直接尋ねる質問がございます。その質問項目に、「楽しみながら学習を進めることができる」であったり、「画像、動画、音声等を活用することで学習内容がよく分かる」、と回答した割合が高くなっていますことから授業にICT機器を適正に活用することは、こどもたちの学習意欲や興味関心の向上につながっているものと考えているところでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

何か具体的にこういったことがあるんですよ、という紹介できることがありますか。

○議長（城丸秀高）

学校教育課長。

○学校教育課長（岡松賢吾）

本市としては、具体的な学習効果場面として次の３点についてまとめております。

まず１つ目は、ＡＩドリル等を活用することによりまして、児童生徒は自分に合った速度で学習することや、また、採点機能により間違った部分の確認ができるなど自主的に学習を進めることが可能となっており、個別最適な学習の実現につながっております。

次に２つ目は、学校での各教科等の授業におきまして、共同学習アプリのツールを活用することにより、こどもたち個々の意見が端末に入力し集約され、そして、比較しながら自分の考えを説明するような共同的な学びが実現されていること。

そして３つ目は、感染症等での長期欠席時や不登校傾向にある児童生徒がタブレット端末を通じて、家庭からオンラインで授業に参加したり、ＡＩドリルで自宅学習をしたりする体制がとれていることが学習効果場面として挙げられていると考えられております。

○議長（城丸秀高）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

今回購入のタブレットは、教師の物も含まれているんですか。

○議長（城丸秀高）

教育総務課長。

○教育総務課長（梶原康治）

今回の購入は、児童用のみでございます。

○議長（城丸秀高）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

それを活用して授業をする場合に電子黒板とかを使うんでしょうけど、そういう環境の変化による教師の負担増という視点からいうと、どうでしょうか。

○議長（城丸秀高）

学校教育課長。

○学校教育課長（岡松賢吾）

ご質問にありましたＩＣＴ機器導入による教師の負担増に関しましても、取りまとめた資料はございませんけれども、ＩＣＴ機器導入の当初、やはり新たな取組であったため学校現場には多少負担があったと思われます。

しかし現在は、学校におけるＩＣＴ機器の活用方法の蓄積、また教師自身のスキルアップも進んでおり、学校現場の負担というところから見ると少ないと考えております。併せて、ＩＣＴ支援員の配置をしていただいておりますので、その活用により教師の負担軽減を図るようしております。

○議長（城丸秀高）

質疑を終結いたします。

「議案第８６号」及び「議案第８７号」、以上２件については、いずれも質疑通告が、質疑を終結いたします。

「議案第８８号」について、１１番 川上直喜議員の質疑を許します。１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

市税条例の改正ですけれども、軽自動車税の環境性能割の導入の経過と目的、今回廃止する理由について、併せてお尋ねします。

○議長（城丸秀高）

税務課長。

○税務課長（梶原あゆみ）

軽自動車税の環境性能割は、軽自動車を取得した際に環境性能に応じて課される地方税で、燃費性能に優れた自動車の普及を促進し、環境負荷の低減を図ることを目的に、燃費性能等に応じた税率を取得価格に対して乗じることで税額が決定されていたものであり、令和元年10月1日から導入されたものであります。

国における廃止の理由につきまして、環境性能割については、米国関税措置が我が国の自動車産業に及ぼす影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を速やかに図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和8年3月31日をもって廃止するとなっております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

誰にとってというのがあるんですけども、メリット・デメリットについて、国からどういう説明があっているのでしょうか。

○議長（城丸秀高）

税務課長。

○税務課長（梶原あゆみ）

環境性能割の廃止につきましては、軽自動車取得時の税負担が軽減されるという点において、購入者の方へメリットがあると考えております。

一方、デメリットといたしましては、地方自治体にとっての貴重な自主財源である軽自動車税の税収が減少することが挙げられます。なお、この減収分に対する国の考え方といたしましては、安定財源を確保するための具体的な方策を検討し、それまでの間、国の責任で手当てすることとされておりまして、今年度は地方特例交付金に含まれて交付されることとなっております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

地球温暖化等のことを考えると、環境への負荷の影響を少しでも減らしたいということで導入したものではなかったかと思うんだけど、これを今回廃止するということになると、国のほうあるいは市としても、影響をどのように考慮しておるのか、お尋ねします。

○議長（城丸秀高）

税務課長。

○税務課長（梶原あゆみ）

軽自動車税の環境性能割が廃止されることによりまして、直ちに環境負荷が増えるなどの影響はないものと考えております。環境負荷の影響に関しましては、引き続き、国や各自治体等におきまして、地球温暖化対策の推進や脱炭素社会の実現に向けた施策などに取り組んでいくものと認識しております。

○議長（城丸秀高）

質疑を終結いたします。

「議案第89号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例ということですが、改正の主な点を紹介してください。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

今回の飯塚市国民健康保険税条例改正は、大きく3点ございます。

1つ目が国民健康保険税基礎課税額分の賦課限度額の引上げ、2つ目が低所得者の均等割・平等割の減額対象範囲の拡大、3つ目が令和8年度から導入される、子ども・子育て支援納付金課税額に係る賦課限度額、保険税の減額の設定でございます。

1つ目の基礎課税額分の賦課限度額の引上げにつきましては、基礎課税額分の上限を66万円から67万円に引き上げるものでございます。

2つ目の低所得者の減額対象範囲の拡大につきましては、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘すべき金額を30万5千円から31万円に、同じく2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘すべき金額を56万円から57万円に引き上げるものでございます。

最後の3つ目でございますが、子ども・子育て支援納付金課税額に係る部分の改正でございます。さきの3月議会におきまして、子ども・子育て支援納付金課税額税率設定につきましては、議決をいただいたところでございますが、賦課限度額及び保険税の減額の設定については、地方税法施行令で定められていることから根拠法令に基づき、今回、専決処分とさせていただきます。

内容は賦課限度額を3万円としたこと、国民健康保険税の減税については、低所得世帯に対する保険税の減額、こどもに係る保険税均等割の減額、出産時における保険税負担の減額、18歳未満に対する保険税均等割の減額について、定めているところでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

基礎課税額の賦課限度額引上げがありますが、根拠を説明してください。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

国民健康保険税基礎課税額分の賦課限度額について、根拠となる法令でございますが地方税法第703条の4第11項及び地方税法施行令第56条の88の2となっております。

今回の法令改正は、令和7年12月26日に閣議決定されました、令和8年度税制改正大綱に基づき、全国一律で実施される制度改正に対応するものでございます。

改正については、保険者間の負担の公平を確保しつつ、物価高騰の影響を受ける中、中所得者層の負担軽減を図ることを主眼としており、賦課限度額の引上げにつきましては、高所得層により多くご負担いただくことにはなりますが、中所得者層の被保険者に配慮した保険料の設定が可能となるところでございます。

また、今回の条例改正では経済動向等を踏まえ、低所得者の減額対象範囲を拡大することとしております。所得の低い世帯の負担軽減を見込むものでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

相対的に高額の方の限度額を上げて、それを原資にそれ以外の方々の税率を下げるのに役立てられないかというような意味合いでの、国民健康保険特別会計の健全化というようなことかなと思いました。

それでは、条例改正による限度額の引上げ及び減額対象範囲の拡大の影響で、まず限度額引上げのほうについてお尋ねします。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

賦課限度額の引上げによる影響でございますが、限度額を超過する世帯は９９世帯から９４世帯へと５世帯の減少となり、影響額は約９５万円の収増となります。

○議長（城丸秀高）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

９５万円の増でしょう。そうすると、低所得者の減額対象範囲拡大の影響はどうですか。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

低所得者の減額対象範囲の拡大による影響でございますが、新たに５割軽減となる世帯は２８世帯で、軽減影響額は約１０９万円増、２割軽減の世帯は２７世帯増となり、軽減影響額は約４４万円増となります。合計で約１５３万円の軽減影響額の増となり、国民健康保険税から見ると収減となります。

○議長（城丸秀高）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

そのくらいということなんですね。賦課限度額の引上げは、賦課上限をそこまでにするという意味ですね。国の法改正は、必ずそうしなければならないという義務規定なんではないでしょうか。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

地方税法の規定では、「政令で定める金額を超えることができない」、とございまして、条例で政令の額にしなければならない義務規定ではございません。

○議長（城丸秀高）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

先ほど世帯数の答弁がありました。対象となる世帯は富裕層というわけではなく、必ずしも暮らしの余裕がたっぷりあるというわけではないわけです。国民健康保険特別会計の健全化と言うなら、まず国が負担金の割合を増やすべきだと思うわけですが、国民健康保険給付費等準備基金の残高について、説明をしていただけますか。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

令和６年度末の基金残高は７億９８６７万８千円、令和７年度は、運用収入及び利子の積立てを約７４０万円行いまして、財源調整のために約２億７千万円を取り崩す予定としており、令和７年度末の見込みは約５億３６００万円となる予定でございます。

○議長（城丸秀高）

１１番 川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

この間の、高い国民健康保険税で基金をため込むやり方は適当ではなかったと思うんですね。そこで、子ども・子育て支援納付金課税額の改正について、根拠の説明を求めます。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

子ども・子育て支援納付金課税額につきましては、地方税法第703条の4第703条の5で定められておりますが、その賦課限度額及び税の減額につきましては、地方税法施行令で定める基準に従い定めることとなっております。地方税法施行令の一部改正が令和8年3月31日に公布され、令和8年4月1日施行されたことに伴いまして、子ども・子育て支援納付金課税額に係る賦課限度額と国民健康保険税の減額設定について、今回条例改正をさせていただくものでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

賦課限度額の全体について、引上げはこのところ毎年というような状況ですか。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

賦課限度額は基礎課税額分、後期高齢者支援金等課税額分、介護納付金課税額分にそれぞれ設けられておりますが、近年では、いずれかの区分で令和4年度から令和7年度まで毎年賦課限度額の改正、いわゆる引上げがされているところでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

答弁があったように、賦課限度額の引上げが連続的に行われており、国民健康保険税の賦課限度額に係る所得の世帯は、毎年、国民健康保険税の値上げとなっているわけですね。

この点について、協働環境委員会において賦課限度額の改定について、経緯の説明と影響額、基金残高と照らし合わせて十分な審査をしていただきますよう、審査要望しておきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（城丸秀高）

質疑を終結いたします。

本案11件は、議案付託一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

提出されております請願が2件あります。請願文書表に記載しておりますとおり、「請願第16号」は協働環境委員会に、「請願第17号」は福祉文教委員会にそれぞれ付託いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3時00分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 24名)

1 番	城 丸 秀 高	1 6 番	土 居 幸 則
3 番	光 根 正 宣	1 7 番	吉 松 信 之
4 番	奥 山 亮 一	1 8 番	吉 田 健 一
7 番	藤 間 隆 太	2 0 番	鯉 川 信 二
8 番	藤 堂 彰	2 1 番	秀 村 長 利
9 番	佐 藤 清 和	2 2 番	永 末 雄 大
1 0 番	田 中 武 春	2 3 番	兼 本 芳 雄
1 1 番	川 上 直 喜	2 4 番	小 幡 俊 之
1 2 番	金 子 加 代	2 5 番	江 口 徹
1 3 番	石 川 華 子	2 6 番	瀬 戸 元
1 4 番	田 中 裕 二	2 7 番	坂 平 末 雄
1 5 番	赤 尾 嘉 則	2 8 番	道 祖 満

(欠席議員 2名)

2 番	深 町 善 文
1 9 番	田 中 博 文

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 兼 丸 義 経

議会事務局次長 岩 熊 一 昌

議事総務係長 宮 山 哲 明

書 記 加世堂 沙 織

議事調査係長 安 藤 良

書 記 伊 藤 裕 美

書 記 藤 嶋 祐 也

◎ 説明のため出席した者

市 長 武 井 政 一

税 務 課 長 梶 原 あゆみ

副 市 長 久 世 賢 治

市 民 課 長 大 谷 忠 敏

副 市 長 許 斐 博 史

医療保険課長 大 隈 友 加

教 育 長 桑 原 昭 佳

保 育 課 長 宮 本 敏 行

企 業 管 理 者 石 田 慎 二

生活支援課長 山 野 陽 治

総 務 部 長 日 高 政 徳

教育総務課長 梶 原 康 治

行政経営部長 福 田 憲 一

学校教育課長 岡 松 賢 吾

市民協働部長 小 川 敬 一

市民環境部長 田 中 善 広

経 済 部 長 林 利 恵

こども未来部長 榑 敏 江

福 祉 部 長 東 剛 史

都市建設部長 大 井 慎 二

教 育 部 長 小 西 由 孝

企 業 局 次 長 上 野 恭 裕

防災安全課長 吉 原 寿

